

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間だけが付加保険料未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 11 月に国民年金加入、55 年 4 月 1 日には付加年金に任意加入し、申立期間 3 か月を除くと 31 年以上にわたり定額保険料と同時に付加保険料を納付してきている。また、過去に国民年金保険料の未納が無く、免除期間も無いことから、年金保険料の納付意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人に係る社会保険庁のマイクロフィルム記録では、ゴム印表示（丸囲み文字納付場各々「定額納付」「付加納付」「現金納付」を示す。）となっているが、申立期間の表示は場のゴム印表示のみで、それ以外の期間はすべて付加納付を示す場のゴム印表示が付いている。申立期間の次年度同期には、場と共に場のゴム印表示があることからみて、申立期間には押印漏れがあったと認められる。

加えて、市町村の保険料納付記録では、付加年金としての納付記録しか無く、付加納付を一時的に辞退しているとの記載も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料含めて納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月

昭和 46 年 4 月分の保険料納付記録照会を行ったところ、納付事実が確認できなかったとの回答があった。昭和 46 年 4 月の保険料は、母が半年分くらいの保険料をまとめて世帯三人分（父、母及び私）一緒に納付しており、私の 4 月の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した期間について、申立期間の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時（昭和 46 年 4 月）、申立人と同居していた申立人の両親も国民年金加入期間のすべてについて、申請免除された期間を除き保険料を完納している。

さらに、申立期間の保険料については、市町村役場職員の納付督促を受け、申立人の母が、昭和 47 年 5 月 1 日に、世帯 3 人分の 46 年度分の保険料のうち、申立人及び父の二人については 6 か月分、母自身については 1 年分を納付したとの申立人の主張は、同市町村の三人の納付記録から申立人の申立期間の納付記録を除き主張どおりであることが確認でき、わざわざ 4 月分の保険料だけが未納とされていることは不自然である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間について、私の夫の国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間以前から、国民年金保険料は、夫の分も含め、夫婦一緒に納付していた記憶があり、私の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、夫の分が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約 25 年にわたる国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立てどおり、申立期間に係る保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人及びその妻の国民年金保険料の収納記録を見ると、二人が国民年金に加入した昭和 43 年 8 月から申立期間に至るまで、いずれも保険料を印紙 (現年度) 納付していたことが確認できるとともに、申立期間直後の 59 年 4 月から同年 9 月までの保険料についても、同様に印紙 (現年度) 納付しており、申立期間だけ申立人及びその妻の保険料の納付状況が異っていたことをうかがわせる客観的な資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたもの認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について免除記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、国民年金の手続を私と一緒にしていた夫は、申立期間について国民年金保険料を免除されており、私も、申立期間は保険料を免除されていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の年金記録を見ると、申立期間は、申立てどおり、国民年金保険料が免除されているとともに、申立人とその夫は、いずれも申立期間直後から平成 4 年 3 月まで、おおむね国民年金保険料が免除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の免除手続について、「6 月か 7 月に、1 枚の免除申請書に夫と自分の名前を連名で記載し、市役所窓口で申請した」と証言しているが、これは、当時の免除手続の実情と合致している。

さらに、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った経緯について、「申立期間当時、夫が保証債務の返済で大変だったことから、夫だけが免除申請をして、自分が免除申請をしなかったことは考えられない。免除申請書は、当時経営していた店の顧客であった市役所職員が届けてくれた」と具体的に証言しており、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

山形国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

社会保険事務所に昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの納付記録について照会したところ、納付記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、妻と共に昭和 35 年 10 月から国民年金に加入し、妻が 37 年 3 月 20 日に A 役場で二人分の国民年金保険料 (36 年度分) を一括で納付した。

私は、昭和 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入したため、当時の A 役場担当者から「厚生年金保険に加入したのであれば国民年金手帳は不要だから、A 役場に置いて行くように」と言われたので、国民年金手帳を持っていない。

妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされており、私も納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳の記号番号がその妻と連番で付与されていることから、夫婦と一緒に国民年金保険料を納付する意思があったと推測され、妻の国民年金手帳を見ると、妻は、昭和 36 年度分について、申立てどおり、昭和 37 年 3 月 20 日に納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したと主張する申立人の妻は、国民年金に加入しているすべての期間の国民年金保険料について未納は無く、納付意識が高かったものと思われ、申立内容にも不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号が、後に取り消されていることが確認でき、行政の手續に過誤があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 44 年 4 月に、同居していた私の母と一緒に国民年金に任意加入し、以後、私の母が二人分（私と母）の国民年金保険料を毎月、地区の集金人宅に持参していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、国民年金保険料の未納期間が無いほか、申立期間直後から 14 年にわたり、国民年金に任意加入している上、うち 12 年にわたり付加保険料を納付しているなど、納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人の母は、申立てどおり、昭和 44 年 4 月に国民年金に任意加入し、以後、国民年金保険料を納付していたことが確認でき、申立人がその母の保険料と一緒に納付していたという申立ては信憑性^{びよう}が高いと考えられ、申立人のみ申立期間について未納であることは不自然である。

さらに、申立人は、その母が申立期間に係る国民年金保険料を地区の集金人宅に持参していたと主張しているが、申立期間当時、当該集金人が実在し、国民年金保険料を集金していたことが確認できるほか、当該集金人と同居していた者は、「申立人の母が国民年金保険料を毎月持参していた」旨、明確に証言しており、申立人の主張は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

通勤途上にある金融機関において、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を現金納付していたはずである。

昭和 60 年 4 月 16 日付けで国民年金の資格を喪失しているが、国民年金の任意加入の資格喪失届書を提出した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 47 年 4 月から 60 年 3 月までの 13 年間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、社会保険庁の記録上、昭和 60 年 4 月 16 日に資格喪失し申立期間が未加入とされているが、資格喪失した時期の前後において申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間が未加入とされているのは不自然である。

さらに、申立期間前の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされていたが、資格喪失後の 60 年 9 月に、納付済みに記録が訂正されており、社会保険庁の記録管理に過誤があったことがうかがわれることから、申立期間の保険料の納付についても過誤がなかったとは言い切れない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答を得たが、申立期間は信用金庫職員を通じて中断することなく納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和50年1月から同年3月までの期間は、二度にわたり納付記録が訂正された経緯があり、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、昭和48年に店を開業してから55年までの間、定期的に店に来ていたA信用金庫の職員に、納付書と国民年金保険料を渡して保険料を納付したとしているところ、A信用金庫で、当時、そのような収納を行っていたことが確認できるほか、申立人が職員から領収書を受け取る際に職員と次の納期限を確認し合っていたとの主張に不自然さはみられず、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、国民年金手帳で納付状況が確認できる昭和42年8月から49年3月までの保険料については、すべて納付期

限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

A社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和44年10月から48年3月までの保険料について納付記録が確認できなかったとの回答があったが、私が45年4月に加入手続を行い、44年10月にさかのぼって夫と二人分の保険料を納付していたことから、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、①同一市内で居住していたにもかかわらず、異なる国民年金手帳記号番号が3回払い出されていること、②同じ47年4月1日発行の国民年金手帳記号番号の異なる国民年金手帳が2冊交付されていること、③3回目に払い出された国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者名簿が作成されていない、あるいは誤納保険料還付実績がある国民年金被保険者台帳が特殊台帳として残されていないことなど、行政事務の混乱が認められる。

また、時期は不明であるが、B市とA社会保険事務所では、申立期間の保険料の納付実績が記録されて市が預かっていた国民年金手帳、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳について、訂正理由を記載しないままに、国民年金被保険者の氏名を申立人からその夫に変更している。B市とA社会保険事務所では、行政事務の混乱の原因や国民年金被保険者の氏名を変更した理由について不明としており、申立人の保険料納付実績を抹消した

とも思えるような当時の事務処理は不適切なものと判断せざるを得ない。

さらに、申立人は申立期間以降の保険料はすべて納付しており、その夫は申立期間を含めて国民年金加入期間について保険料を完納しており、夫婦共に保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金について、昭和48年4月にA市役所の窓口で住所変更手続をした際に、国民年金の住所変更の手続をし、同年度の国民年金の納付書の交付を受け、同年8月ごろ自宅近くのB銀行C支店で納付しているの、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録は、昭和48年度及び49年度が未納とされていたが、49年度については、平成17年7月にD社会保険事務所で領収書の提示により記録の訂正が行われており、行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

また、昭和48年度の国民年金保険料については、同年4月に国民年金の転入届を提出したA市役所で同年度分保険料の納付書の交付を受け、納付記録の訂正が行われた49年度と同様に、申立人の夫が夏季の賞与を受けた後の48年8月にB銀行C支店で納付書により1年分を納付したことを鮮明に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について、任意加入期間を含め保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年3月まで

当時、住み込みで働いていた会社の当時の社長が従業員の給料から国民年金保険料を天引きし、まとめて信用金庫で納付していた。会社を辞めた時にほとんどの領収書は捨ててしまったが、ほかの従業員の国民年金保険料と共に当時の社長が納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間の保険料はすべて、申立人が住み込みで働いていた会社の当時の社長が給料から控除して納付していたとの申立内容のとおり、当時の社長は、社長とその妻及び住込従業員の国民年金保険料をまとめて銀行又は信用金庫で納付していたと証言しており、社長とその妻及び住込従業員の保険料の納付記録を確認すると、いずれも申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人の昭和48年度、53年度、54年度、55年度及び56年度の国民年金保険料は前納で納付されており、当時の社長の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年9月まで
国民年金の納付記録を照会したところ、昭和45年10月から46年9月までの12か月について納付記録が確認できなかったとの回答があったが、他の期間については完納しており、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が加入している国民年金基金に平成4年8月から加入しているほか、国民年金手帳で納付状況が確認できる昭和41年4月から45年9月までの保険料については、おおむね納付期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金加入期間の保険料について、昭和40年10月から平成16年3月まで申立期間を除き37年6か月にわたりすべて納付しているほか、申立期間とその前後の期間の申立人及びその夫の経済状況について、国民年金保険料の納付が困難となる大きな変化は認められないにもかかわらず、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年9月まで
国民年金の納付記録を照会したところ、昭和45年10月から46年9月までの12か月について納付記録が確認できなかったとの回答があったが、他の期間については完納しており、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月から国民年金基金に加入しているほか、国民年金手帳で納付状況が確認できる昭和42年4月から45年9月までの保険料については、おおむね納付期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金加入期間の保険料について、昭和42年4月から平成14年4月まで申立期間を除き35年1か月にわたりすべて納付しているほか、申立期間とその前後の期間の申立人及びその妻の経済状況について、国民年金保険料の納付が困難となる大きな変化は認められないにもかかわらず、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金保険料の納付については、妻の分を含めてすべて一緒に私が納付していた。申立期間の保険料についても、A 市において妻の分と併せて納付したにもかかわらず、妻の納付記録だけがあり、私の分が未納となっていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出日は同一日で、国民年金手帳記号番号が連番で付されているとともに、夫婦の国民年金保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和 40 年度及び 41 年度、46 年度から 48 年度までの期間及び平成 2 年度以降の期間については同一日であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は保険料をすべて納付している上、未納とされている期間は、3 か月と短期間であり、申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、国民年金に任意加入していた昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の保険料が未納とされていた。

申立期間を含む任意加入期間は、継続して A 村（現在は、B 市）が発行した「領収書兼検認証」と共に C 銀行 D 支店の窓口で現金納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 54 年 7 月から国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き 67 か月分の保険料を納付しており、56 年度分、57 年度分及び 58 年度分の保険料を各年度で一括納付しているなど、国民年金制度への理解も深く、納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額と一致している。

加えて、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に大きな変化は認められないこと、及び、申立人の夫は、申立期間当時は研究者であり、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったことなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年9月まで
② 昭和59年4月及び同年5月

上記①の期間は、私が20歳になった時から実家の父が国民年金保険料を納付してくれたはずである。兄や妹は20歳のときから納付済みなので、私だけ未納とされていることに納付できない。また、上記②の期間は、区役所の集金人に2か月ごとに支払っていた。未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①昭和37年1月から38年9月までについて、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人から聴取しても、加入手続の時期、保険料の納付方法等についての記憶が不明確であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月に申立人の妹と連番で払い出されており、この時点で申立期間①の大部分は時効により納付できない期間であり、社会保険庁の記録では、その時点でさかのぼって納付可能な期間について過年度納付していたことが確認できるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②昭和59年4月及び5月の国民年金保険料は、当時2か月ごとに集金人に納付していたとの申立人の主張どおり、区役所には集金を担当

する国民年金協力員が存在し、かつ、区で所持している国民年金被保険者名簿によると、申立人の保険料は自主納付や口座振替ではなく、集金人による納付だったものと推認できる。

また、申立期間当時、区役所では2か月ごとに納付期限を設定しており、事実、社会保険庁の記録でも申立人の昭和59年度分保険料は2か月分ずつ偶数月の末日に納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の翌年度分からは前納を利用するなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時、自宅のあるA町で納税組合に加入しており、国民年金保険料は班長が毎月集金に来ていたので、納め忘れるということは考えられない。また、申立期間には、仕事の都合で自分だけ一時的にB市に住所を移していた時期が含まれているが、税金や公共料金等は時折通ってきていた妻がきちんと支払ってくれており、納め忘れて督促を受けたような記憶は無い。申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和 49 年 4 月 20 日から 50 年 1 月 25 日までの期間及び 50 年 3 月 28 日から同年 6 月 24 日までの期間の 2 回にわたり、住民登録地をB市に移しているが、後者の期間について、50 年 4 月分及び 5 月分の国民年金保険料をB市において納付したことがA町の市町村台帳から推認できる一方、B市の市町村台帳では、当該期間についても未納とされており、行政側の記録管理に不備があった可能性が考えられる。

また、申立人の世帯が、申立内容のとおり、申立期間の前後においてA町の納税組合に加入していたことが、同町の市町村台帳及び申立人夫婦が所持している国民年金手帳の記載内容から確認できる。

さらに、申立人は、昭和 43 年 8 月にその妻と共に国民年金の加入手続きを行い、以後、申立人は 33 年以上、その妻は 35 年以上にわたる国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

昭和43年ごろに、市の集金人から国民年金の加入勧誘を受け、夫婦一緒に国民年金加入手続を行うとともに2年間分の保険料をさかのぼって納付した。その後も、集金人が来る度に保険料を納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和42年7月から44年1月までの時期に、市の集金人から国民年金の加入勧誘を受け、夫婦二人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年1月に夫婦連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧しても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入手続の際に、2年間分の保険料を市の集金人に納付したとしているが、市では過年度保険料の取扱いができず、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人の国民年金保険料は、妻が納付していたとしており、申立期間②については妻は納付済みとなっている。また、申立人及びその妻から提出のあった国民年金手帳及び同手帳に貼付された領収書から、夫婦一緒に保険料を納付していたことが確認でき、夫の保険料の

みを納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答を得た。私は、送付された国民年金保険料など公共料金の納付書については、必ず納付するよう心がけていたし、将来のことを考えて国民年金の他に民間の年金保険にも加入したので、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間以外に未納が無いこと及び1か月の未加入期間を除き厚生年金保険と国民年金の切替手続を適正に行っていることなどから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、当時、将来の生活を考え、国民年金に付加して民間の個人年金保険に加入したとする申立人の主張については、申立人から提出された平成4年9月29日付けの利益配当付年金保険の保険証券より確認することができる。

さらに、申立人から提出された業務委託における覚書によれば、当時、申立人がコンピューターのソフトウェア開発に係る委託業務として高額な報酬を得ていたことが確認でき、国民年金保険料を納付するには十分な資力があつたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答であった。私と妻の国民年金保険料は、毎年、国民健康保険及び税金などと一緒に小切手で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間である 29 年 10 か月において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、国民年金保険料について、他の公共料金と共に小切手にて納付していたとする申立人の主張は、小切手支払額の内訳は判明しなかったものの、国民年金保険料を含むものとして不合理とまではいえず、申立人が所持していた昭和 49 年 10 月 12 日領収の特例納付及び過年度納付に係る領収書、申立期間以降の納付状況などから、申立人の国民年金保険料に対する納付意欲の高さをうかがうことができるため、肯定的に評価される。

さらに、当時締結された建物賃貸借契約書によれば、申立人夫妻が経営する個人事業が順調に推移していたと思料され、申立人は、国民年金保険料を納付する資力が十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答であった。私と夫の国民年金保険料は、毎年、国民健康保険及び税金などと一緒に、夫が小切手で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間である 29 年 10 か月において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、国民年金保険料について、他の公共料金と共に小切手にて納付していたとする申立人の主張は、小切手支払額の内訳は判明しなかったものの、国民年金保険料を含むものとして不合理とまではいえず、申立人が所持していた昭和 49 年 10 月 12 日領収の特例納付及び過年度納付に係る領収書、申立期間以降の納付状況などから、申立人の国民年金保険料に対する納付意欲の高さをうかがうことができるため、肯定的に評価される。

さらに、当時締結された建物賃貸借契約書によれば、申立人夫妻が経営する個人事業が順調に推移していたと思料され、申立人は、国民年金保険料を納付する資力が十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和48年1月から同年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和47年6月に任意加入してからずっと保険料を納付していたのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の転勤に伴って数回の転居を行っているが、申立人から提出された国民年金手帳によれば、転居に伴う国民年金の諸手続を適正に行っていたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入期間の30年5か月において、申立期間の3か月を除き保険料をすべて納付している。さらに、申立人は、申立期間を含め、通算13年10か月にわたって国民年金の任意加入を継続しているとともに、前納制度を活用して保険料を納付していることなどから、納付意識は非常に高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、両親が納付しており、申立期間②については、夫が夫の口座から引き落とすよう農協に依頼していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24 歳の時に国民年金に加入して以降、申立期間を除き保険料をすべて納付していること、昭和 46 年 1 月から付加保険料を納付していることなどから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 41 年 11 月 12 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているところ、国民年金の加入以後に申立期間①を挟んで 40 年 1 月から同年 3 月までの保険料及び 41 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立期間①のみをあえて未納とすることは不自然と考えられる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 1 月から農業者年金に加入し、併せて付加年金にも加入している。申立期間②について、農業者年金が納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を未納にしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 40 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

当時、国民年金保険料は、農協に納付書を持参し自分の総合口座から引落とすよう依頼して納付していた。後で未納期間の納付書が届いたことも無く、申立期間のみ保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、34 年 8 か月の国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を農協に依頼して自分の口座から引き落とす方法で納付したと主張しており、当時、申立人が利用していた当該農協からも申立人の主張どおりの取扱いを行っていた旨の証言が得られ、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

さらに、申立人は、数回にわたる国民年金及び厚生年金保険の切替手続をすべて適正に行っていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間について、国民年金の納付状況を照会したところ、納付が確認できなかったと言われた。私が 20 歳の時に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金手帳に印紙を貼って保険料を納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 年 6 か月の国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付していること及び 20 歳から 60 歳までの期間において、数回の国民年金及び厚生年金保険の切替手続きを適正に行っていることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、母親が申立人の国民年金加入手続きを申立人が 20 歳の時に^{もも}行い、その後、国民年金手帳に 100 円の印紙を貼付して保険料を納付していたことを鮮明に記憶していることから、申立内容は信^{びん}憑性が高いと考えられる。

さらに、当時、申立人の両親は日用品等の雑貨販売を営みながら申立人を含む兄弟 3 人を高校に進学させたなど、家庭の経済状態は比較的裕福であったとする申立人の主張から、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年5月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に支払い、預り証を受領している。その後還付金を受け取ったこともないことから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張どおり、申立期間に係る国民年金保険料については、当時、A市では各自治会長等が国民年金委員として保険料の集金を行っていたことが確認できるところ、申立人は、昭和44年5月28日に申立期間26か月に係る国民年金保険料を一括で納付したことを示す集金人が発行した同日付けの「国民年金保険料預り証」を所持しており、この預り証によると、申立人が、時効により納付できない期間及び当時市町村では納付できない期間も含めて申立期間の保険料相当額を納付したのは明らかであり、この保険料がその後申立人に還付された事実は確認できない。

申立人は、昭和36年4月から平成8年6月被保険者資格を喪失するまで、途中の厚生年金保険の期間を含め、申立期間以外はすべて保険料を納付しており、昭和44年5月28日が特例納付の実施期間中ではなく、申立期間の保険料は時効により納付できないことを理由として、上記の預り証による保険料の納付を認めないのは信義則に反する。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国金年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

申立期間の国民年金保険料は、A 市役所 B 出張所で納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、しかも、申立期間は、1 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 51 年 3 月 19 日に母親と国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付のために A 市役所 B 出張所を訪れたが、同所の職員から 20 歳の誕生日前には手続も納付もできないと説明され、約 1 週間後に再度、同所を訪れ、加入の手続をするとともに 51 年 3 月の保険料を納付したとしており、その記憶は具体的、かつ、納付したとする保険料の金額も実際の保険料額とおおむね一致しているため、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金保険料に係る社会保険庁の記録については、未納とされていた①昭和 51 年 11 月から 12 月までの期間が、社会保険庁が誤った還付を行ったことにより生じたものとして、②52 年 1 月から 3 月までの期間が、申立人が保管していた領収書の提示により、いずれも平成 19 年に社会保険事務所で納付済みの期間として訂正されていることから、社会保険庁の記録の信頼性には疑いがあると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案59

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から同年3月までの期間、同年6月、同年12月及び3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年6月まで
③ 平成元年4月から同年10月まで
④ 平成2年2月から同年3月まで
⑤ 平成2年6月
⑥ 平成2年12月
⑦ 平成3年2月から同年3月まで

国民年金保険料は、妻が自宅から自家用車でA市民センターに行き、そこで毎月の保険料夫婦二人分を納付するなど、夫婦同時に保険料納付や免除申請をしていたのに、社会保険庁の記録では夫婦間で納付状況や免除期間が異なっており、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和59年分から平成3年分までの所得税の確定申告書（控）における社会保険料控除欄の内訳に国民年金と記述されている金額を見ると、昭和59年分は記述無し、60年分は7万9,320円（一人分の国民年金保険料の年額と一致）、61年分から63年分までは0円、平成元年分は記述無し、2年分は21万2,400円（二人分の平成2年分の国民年金保険料の年額19万9,200円とおおむね一致）、3年分は21万2,400円（二人分の国民年金保険料の年額と一致）となっている。

このうち、平成2年及び3年分の所得税の確定申告書（控）における記

載については、夫婦二人で納付していたとする申立内容と一致する上、当時の収入からは現年度保険料を納付するのに十分な資力を有していたことが確認されることから、申立期間のうち、④、⑤、⑥、⑦の国民年金保険料については、納付していたことが推認できる。

一方、昭和60年分の所得税の確定申告書（控）における記載は、納付済みと記録されている申立人の妻一人分の保険料と考えるのが自然であり、申立期間のうち、昭和60年1月から同年12月までの期間については、申立人の保険料が納付されたものとは認められない。

また、昭和59年分、61年分から63年分までの期間及び平成元年分の所得税の確定申告書（控）からは、国民年金保険料の納付は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、④平成2年2月から同年3月までの期間、⑤同年6月、⑥同年12月及び⑦3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案60

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から同年3月まで
② 昭和62年4月から63年6月まで
③ 平成元年4月から3年3月まで

国民年金保険料は、自分が自宅から自家用車でA市民センターに行き、そこで毎月の保険料夫婦二人分を納付するなど、夫婦同時に保険料納付や免除申請をしていたのに、社会保険庁の記録では夫婦間で納付状況や免除期間が異なっており、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の夫の昭和61年分から平成3年分までの所得税の確定申告書（控）における社会保険料控除欄の内訳に国民年金と記述されている金額をみると、昭和61年分から63年分までは0円、平成元年分は記述無し、2年分は21万2,400円（二人分の平成2年分の国民年金保険料の年額19万9,200円とおおむね一致）、3年分は21万2,400円（二人分の国民年金保険料の年額と一致）となっている。

このうち、平成2年及び3年分の所得税の確定申告書（控）における記載については、夫婦二人で納付していたとする申立内容と一致する上、当時の収入からは現年度保険料を納付するのに十分な資力を有していたことが確認されることから、申立期間のうち、平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたことが推認できる。

一方、61年分から63年分までの期間及び平成元年分の所得税の確定申告書（控）からは、国民年金保険料の納付は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、1 年分を一括して前納したことを憶えているので、年金記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き未納期間が無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続及び厚生年金保険加入による国民年金保険料の還付手続が適切に行われていることから、年金制度に対する知識を有し、保険料の納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年度分の保険料を前納したと主張しているが、翌年度の保険料を前納していることが社会保険庁の記録で確認されており、申立内容の^{しんびょうせい}信憑性は高いと考えられる。

さらに、昭和 59 年度の保険料月額が 60 年度の保険料月額よりも安価であることから、59 年度分の保険料に未納があれば、60 年度分の保険料を納付する際に、59 年度分の保険料を優先して納付するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月から47年3月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。43年4月から平成14年5月まで国民年金保険料を納付してきたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を行ったと考えられる昭和43年度以降、34年2か月の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していること、申立人が保管していた申立期間前後の領収証書の納付日がすべて納付期限内であることなどから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、かつ、経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
社会保険事務所から、昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、当時、毎回欠かさず夫婦の保険料として 4,500 円ぐらいを信用金庫に納付してきた。未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月以降、45 年 11 月の結婚前後を含む約 25 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間について、保険料がすべて納付済みとなっているとともに、申立人及びその家族の生活状況等に大きな変化は認められないことなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、当時、申立人とその妻は食肉店を経営し、申立人の経済状況は、保険料を納付するのに問題は無く、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、同居していた両親が納付してくれていたはずである。父親は、教育委員、地区長、保護司等をしており、行政のことも理解していたので、私の国民年金保険料を未納にしていたとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であるとともに、その後、申立人は国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、農業を営む両親及び兄夫婦と同居し、家業を手伝っており、その兄夫婦は、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、昭和 38 年 9 月から 39 年 12 月までの厚生年金保険加入期間中も、国民年金保険料が納付されており、当該期間の国民年金保険料が還付されていることなどから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月

私は、昭和 48 年 5 月に会社を退職した後、すぐに自宅近くの区役所の出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を現金で納付した。その後も、保険料を納付しており、最初の 1 か月だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、その後、申立人は、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の厚生年金保険の資格喪失は昭和 48 年 5 月 21 日であるとともに、その後間もない同年 6 月 7 日に国民年金手帳が発行されていることから、申立人があえて同年 5 月分の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が手続を行ったとする区役所の出張所は、昭和 22 年に開設され、国民年金の加入手続及び保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和47年1月から同年12月までの国民年金保険料の納付を国民年金事務組合に委託しており、そのうち47年1月から同年3月までの保険料は当該国民年金事務組合と区役所の両方に納付した。夫はそのことを記憶しており、また、夫はその両方の領収書を所持している。夫の分は重複納付が認められ還付されたが、私の分は認められなかった。常に夫婦一緒に保険料を納めており、昭和47年1月から同年3月までの保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を国民年金事務組合と区役所の両方に納付したことを明確に記憶し、国民年金事務組合及び区役所の領収書を所持していたことから、社会保険事務所において重複納付が認められ、保険料を還付されている。

また、申立人の国民年金被保険者名簿では昭和47年3月3日から国民年金事務組合へ納付の委託が開始され、同年12月25日に委託が解除されたことが記録されており、その内容は、重複納付が認められた夫の国民年金被保険者名簿の記録とも一致することから、申立人についても夫と同様に保険料を重複納付していたものと考えられる。

しかし、この申立人の保険料が申立人に還付されたとの記録が社会保険庁にない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、その保険料は、申立人に還付することが必要である。

東京国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、将来の生活のことを考えて国民年金に任意加入し、付加保険料も含め国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、資格を喪失していたこととされているが、私は資格喪失の手续をした覚えが無い。

申立期間の保険料については、付加保険料を含めて納付しているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が 9 か月と短期間でほかに未納期間はなく、任意加入して以降、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付日を確認できる期間についてはすべて納付期限内に納付しているなど、国民年金保険料に関する納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由もなく、国民年金に未加入で保険料を納付していないとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和38年1月に区役所で国民年金に加入し、その後、区役所の集金担当の方が3か月に一度自転車に乗って国民年金保険料の集金に来ており、当時の保険料は、150円と記憶している。集金人に保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間の12か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付したとする金額も申立期間当時の保険料の金額と一致しているほか、申立人の国民年金手帳の検認記録が複数回にわたり書き換えられている上、申立人が当時居住していた区では、専任徴収員による保険料の集金が行われていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和49年4月から同年12月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。44年4月に国民年金に加入して以降、すべて保険料を納付してきたはずであり、9か月だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後居住していた自治体において、昭和49年度は不在者とされていたことから、国民年金保険料の納付書が発行されていなかったはずであるにもかかわらず、同年度内の保険料に納付済みの期間があることが確認でき、申立人は、申立期間の納付書を交付されていたものと考えられる。

また、申立人は、転居前の昭和48年4月から同年6月までの期間について、当初、国民年金保険料が未納とされていたが、国民年金手帳に記されていた納付記録により、納付済みに訂正されたことから、申立人に係る行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 82

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 62 年 12 月まで

申立期間については、確定申告書に、支払った国民年金保険料の金額が記載されている。虚偽の申告をしているはずがないから、この期間の保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 60 年、61 年及び 62 年分の確定申告書控には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき保険料額と同一である。

また、申立期間前の昭和 58 年及び 59 年分の確定申告書控に記載されている国民年金保険料の支払額は、未納となっている期間の保険料額が除外されていることから、虚偽の申告をしていないという申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年12月まで

申立期間については、夫の3年分の確定申告書に、支払った国民年金保険料の金額が記載されているので納付しているはずである。申立期間のうち、昭和61年及び62年分の確定申告書には夫の分の金額しか記載していないが、それは1人分しか控除されないと勘違いしたためであり、常に夫婦二人分の保険料を納付していたので、3年分の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年1月から同年12月までの期間については、申立人の夫が所持する60年分の確定申告書控に、国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は夫婦二人で納付すべき保険料額と一致していることから、申立人は保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和61年1月から62年12月までの期間については、61年及び62年分の確定申告書に記載されている国民年金保険料の支払額が夫一人分の金額であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金について「強制加入でもあるし、将来の年金のために保険料をまじめに納付しなければ」という意識で加入し、当初から保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料については、申立期間当時 3 か月に一度の割合で区役所職員が家まで集金に来ており、この職員に夫婦の保険料をまとめて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦が居住している区では、申立期間当時に区役所職員による国民年金保険料の集金が 3 か月に一度行われていたことが確認できる上、保険料の納付日を確認できる昭和 42 年度、43 年度及び 45 年度から 49 年度までの期間について夫婦共に同一月に保険料が納付されており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間の前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の 3 か月のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金について「強制加入でもあるし、将来の年金のために保険料をまじめに納付しなければ」という意識で加入し、当初から保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料については、申立期間当時 3 か月に一度の割合で区役所職員が家まで集金に来ており、この職員に夫婦の保険料をまとめて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦が居住している区では、申立期間当時に区役所職員による国民年金保険料の集金が 3 か月に一度行われていたことが確認できる上、保険料の納付日を確認できる昭和 42 年度、43 年度及び 45 年度から 49 年度までの期間について夫婦共に同一月に保険料が納付されており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間の前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の 3 か月のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から48年3月まで

会社を退職してすぐに、国民健康保険と一緒に国民年金の手続をし、申立期間は、市役所又は自宅近くの銀行で、だいたい毎月、納付書で納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金発足当初に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、納付日を確認できる期間についてはすべて納付期限内に納付している上、昭和50年度以降は1年分の保険料を毎年前納しているなど、納付意識が高かったと考えられる。

さらに、退職直後に国民年金と一緒に加入したとする国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和46年8月8日に加入していたことが確認できること、申立人は申立期間に貸家を所有しており保険料を納付できない経済状況ではなかったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

昭和36年ごろ、区役所職員が家に来て、国民年金制度についての説明を受けて、その場で加入し、その後は3か月に一度、集金人が来ていたので、言われるままに納付してきた。

私はずっと建築会社を経営しており、納付に困ったことはなく、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で、国民年金発足時の昭和36年4月から、申立期間を除くすべての期間の保険料を納付している。また、申立人夫婦が居住している区では、申立期間当時に区役所職員による国民年金への加入手続及び保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立期間の前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変更は認められないことを踏まえると、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

東京国民年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

昭和36年ごろ、区役所職員が家に来て、国民年金制度についての説明を受けて、その場で加入し、その後は3か月に一度、集金人が来ていたので、言われるままに納付してきた。

私の夫はずっと建築会社を経営しており、納付に困ったことはなく、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で、国民年金発足時の昭和36年4月から、申立期間を除くすべての期間の保険料を納付している。また、申立人夫婦が居住している区では、申立期間当時に区役所職員による国民年金への加入手続及び保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立期間の前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変更は認められないことを踏まえると、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

神奈川県国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年10月まで

私は、昭和36年当時住んでいたアパートの大家さんに勧められ、同年3月終わりごろに国民年金の加入手続きをした。36年4月からは毎月大家さん宅に保険料を届けていた。引っ越しで当時の国民年金手帳は紛失してしまったが、確かに大家さん宅に保険料を届けていたので、大家さんが納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時申立人が居住していたアパートの大家宅に届け、その大家が保険料を納付していたはずだと主張しているところ、当時、申立人から直接保険料を預かり、夫である大家に渡していた大家の妻から、「申立期間当時、国民年金保険料を毎月、家賃と共に申立人から預かり、夫に渡していた。納付先までは分からないが、夫は確かに申立人の保険料を納付していたはずだ。」との証言を得られたため、申立人の主張は信憑性が高いものと考えられる。

また、その大家は、宿直勤務があったため平日に非番の日があり、申立人の代わりに保険料を納付することが可能であったことから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間につき国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 44 年 3 月まで

私は、父親が私の 20 歳の誕生日を契機として国民年金への加入手続きをしたとの話を聞いており、母親も家族の分を一緒に集金人に納めていたと話しているのので、申立期間について、自分の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金保険料の集金人制度があったことが確認でき、申立人の母親の「申立期間当時、集金人に家族全員の国民年金保険料を納付した際に、小さな四角い枠に検認印を押してもらった。」との記憶に不自然さはみられない。

また、申立人の保険料を集金人に納付していたのは、主に申立人の母親であるが、申立人も、母親不在時には、直接、集金人に保険料を納付したと主張しており、その際、集金人が「風呂屋に集金に行った帰り、小銭が重くて仕方ない。」と話していたことなどを鮮明に記憶しており、さらに、20 歳の誕生日を契機として申立人の父親が申立人の国民年金加入手続きを行ったという内容の会話を申立人がその友人と交わしたことについて、友人の証言が得られていることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続きを行ったその父親及び保険料を納付していた母親共に、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金へ加入しており、保険料の未納も無いことなどから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月及び同年 8 月

国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、昭和 48 年 7 月及び同年 8 月の保険料が未納との回答をもらった。

しかし、私は、昭和 48 年 7 月に区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際に、同年 7 月の保険料を納付し、同年 8 月の保険料についても翌月に同窓口で納付したので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は昭和 48 年 7 月 19 日に発行され、この時期に国民年金の加入手続を行ったという申立人の主張と一致しており、申立期間である加入手続直後の 48 年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

また、区役所では、申立期間の保険料が未納であれば発行されるはずの督促状及び納付書を発行した記録が無いことから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

さらに、申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 2 月から 62 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和 57 年 7 月、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 2 月から 62 年 3 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 57 年度は、当時、A 市に住んでいた父親が保険料を納付したと聞いている。また、59 年 2 月から 62 年 3 月までの申立期間については、加入手続や保険料を納付した記憶は無いが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①は、現在、社会保険事務所に保管されているマイクロフィルムでは未納となっているが、申立人が同年 8 月ごろに転居した B 市に現在残っている被保険者台帳には、同年 7 月の保険料が、B 市以外の市町村で納付された記録が確認できることから、申立てどおり、転居前の住所地である A 市在住のその父親が同月の保険料を納付していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、②の期間は、申立人が A 市から B 市に転居した後の期間で、B 市の記録では、申立期間前の 57 年 8 月及び 9 月の保険料が、B 市で同年 9 月 6 日に納付されていることが確認できることから、既に、申立人の納付記録は B 市に移管されていたと考えられ、申立期間中の国民年金保険料について、A 市在住の父親が納付していたという申立内容は不合理な点がある上、申立人本人に保険料を納付した記憶が無いことから、②の期間の保険料を納付していたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、③の期間は、当時居住していた B 市の記録では、こ

の期間、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できない上、申立人本人に加入手続や保険料を納付した記憶は無く、関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらないことから、保険料を納付していたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和42年7月から44年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、私と兄の国民年金保険料の支払は母親がしており、兄は、申立期間中の保険料が納付済みとなっていることから、自分の保険料も支払ってくれたはずである。保険料は、母親が集金に来ていた婦人会の役員に渡していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の被保険者台帳及び国民年金受付処理簿の取得年月日は、当初、昭和42年7月13日(20歳到達日)となっていたが、その後、被保険者台帳のみ、その取得年月日が44年4月1日に訂正されている。しかしながら、申立人は42年7月13日から強制適用であり、あえて資格取得日を44年4月1日とする理由も見当たらないことから、国民年金の記録管理に何らかの過誤があったと考えざるを得ない。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月ごろに払い出されているが、申立期間の保険料は、加入手続当時は時効をむかえておらず、保険料を納付することは可能であり、当時、申立人の兄の保険料を納付していた母親が申立人の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された時点では、資格取得年月日は20歳到達日となっていたと推察されるため、申立期間の納付書が発行されていた可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間当時、その母親が婦人会の役員に保険料を納付

していたと主張しているがA市の回答によると、当時、婦人会の役員による国民年金保険料の集金が行われていたとのことから、申立内容の信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和48年4月に婚姻し、婿入りした先は農家であった。申立期間は、収穫期の収入もあり、また、義父は遺族年金（子供の戦死のため）を受給していたことから、経済的に納められない状況であったとは考えられず、義父が納付したはずである。国民年金保険料は地区の納税組合で区長が徴収しており、地区の者の手前、未納のままにしておくとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以外であるが、申立人の義父が記載した昭和55年度の申立人世帯の税金、国民健康保険料及び国民年金保険料等の支払メモから、義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことが確認でき、婚姻後、義父が申立人の保険料を納付していたとの主張は信憑性^{びよう}が高く、申立期間の保険料についても義父が納付していたものと推認できる。

また、婚姻後の国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付されている上、申立期間に同居していた義母の国民年金保険料は納付済みとなっている。さらに、申立人の国民年金保険料は、婚姻直後の昭和48年4月から同年9月までの期間は納付済みとなっていることから、この直後の申立期間の3か月間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、A市の回答から、申立期間当時は納入組合が存在し、地区の納入組合で区長が国民年金保険料を徴収することは可能であったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私は申立期間中休職していたが、自分のお金で国民年金保険料を銀行から振込みをしたり、金融機関に勤めていた同居の姉に保険料の振込みを頼んだりしていた。納めるのは国民の義務と思っていたし、老後のことも考えて納めなければと思っていた。

会社を辞めた直後の 3 か月間は納めた記録があるのに、その後の 2 か月間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の 1 期分の保険料額は 1 万円から 1 万 5 千円であり、その姉に保険料の納付を依頼したことがあると主張しているところ、その金額は実際の保険料額とほぼ一致していることが確認でき、姉からは申立人の保険料を納付したことがあるとの証言もあることから、申立内容の信^{びよう}憑性の高さが認められる。

また、申立期間は 2 か月と短期間であり、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無い上、退職直後から 3 か月だけ保険料を納め、次の 2 か月を納めないのは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への 2 回の切替手続及び第 1 号被保険者と第 3 号被保険者の 3 回の種別変更手続をいずれも適切に行っている上、納付日の確認できる平成 5 年 5 月から 7 年 3 月まで、納付期限内に納付していることが確認できることから納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

申立期間当時は 5 年間勤めた会社を退職して失業手当を受給した後に、市議員の選挙事務所で働いていた。国民年金加入の時期は覚えていないが、私が 1 人で市役所へ行き手続したのを覚えている。その後納付書が届き、1 回か 2 回かに分けて銀行窓口で納付したはずなので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 9 回行っているが、すべて適切に処理されていることから保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、国民年金の加入手続をしたのは、国民年金手帳番号総括払出簿から、昭和 63 年 3 月から 4 月ごろと推定され、申立期間はさかのぼって保険料の納付が可能であった。

さらに、申立期間当時は申立人の申立てどおり、金融機関での納付が可能だったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 54 年 2 月に国民年金に加入すると同時に付加保険料納付の申出をしており、定額保険料のみを納付して付加保険料を納付していないことはありえない。

付加保険料を納付し始めてから、複数回転居しているが、申立期間を除き、すべて納付済みとなっているし、付加保険料の納付を止める届出もした覚えはないので、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 2 月に国民年金に加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、申立期間の前後を含めてすべて付加保険料を納付している。

また、付加保険料は、原則として定額保険料と一括して納付するものであり、定額保険料については納付済みで、付加保険料のみが未納となることは考えにくく、さらに、申立期間前及び申立期間中は申立人の住所に変更が無く、生活状況にも大きな変化は認められないことから、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間前後において、複数回転居しているが、いずれも適切に住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となることが分かった。所持している国民年金手帳には申立期間を含め納付済みと記載されており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和50年度国民年金印紙検認記録欄に昭和43年10月から51年3月まで納付した旨を示すものと思われるゴム印が押されているが、この取扱いは、「国民年金法施行規則の一部を改正する省令（昭和46年厚生省令第39号）の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（昭和46年10月23日付、社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）により指示された記載方法と合致している。同実施事務の取扱いは、昭和49年10月31日に廃止されているが、当該通知の廃止後も一定の間、引き続き行われていた可能性が高い。

さらに、申立期間当時に同居し、申立人の保険料を納付していたとする両親は申立期間も含め、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和50年7月から51年5月まで

夫の国民年金保険料を徴収に来た集金人から、今加入すればさかのぼって全部の保険料を納められると聞き、後日、社会保険事務所か市の職員が訪問して来た際に加入手続を行い、その後定期預金を解約し、2回目の訪問時に11か月分の保険料（1万何千円ぐらいと記憶）を一括で納め、領収書を受け取った。

その後、役所で何度も確認し、その都度未納は無いと言われたため領収書は処分してしまったが、申立期間について保険料を納めたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A市では、集金人が自宅を訪問して国民年金保険料の徴収を行うと共に加入手続を行うこともあったことが確認でき、申立人が一括で納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致し、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間については保険料をすべて納付し、昭和51年6月から58年3月までは付加保険料を納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において払い出されているが、A市には申立人に係る被保険者記録が存在せず、申立人が所持する滅失再交付された年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日が厚生年金保険の被保険者期間と重複する昭和50年6月1日となっているなど、行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

60 歳まで国民年金保険料を完納したと思っていたが、昭和 37 年度の 6 か月間が未納となっていると言われたため、60 歳以降に任意加入して 6 か月分を前納した。しかし、昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの 10 か月分を 38 年 7 月 31 日に、37 年 10 月から 38 年 3 月までの 6 か月分を 38 年 9 月 30 日にそれぞれ納付したとの領収書があり、申立期間については、領収書は無いが納付しているので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 6 月に国民年金への加入手続を行い、38 年 7 月 31 日に 36 年 6 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、38 年 9 月 30 日に 37 年 10 月から 38 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、その間の申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までを過年度納付で、その後結婚するまでは現年度納付で、申立期間を除いて国民年金保険料を納付し、さらに、42 年 3 月の結婚後も任意加入し、申立人の夫が退職した平成 13 年 5 月には第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続きを行い、60 歳になるまでの 1 か月についても保険料を納付しており、国民年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
昭和35年ごろ、A市B区の小学校に出向き国民年金に加入し、36年4月から37年3月について、3か月分ずつ1か月当たり100円から150円を支払い、国民年金手帳に検認印を押印してもらった記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険に加入していたが、国民年金制度の発足当初である昭和35年10月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、昭和51年11月以降は付加保険料を納付しているとともに、49年11月以降、第3号被保険者となる直前の61年3月まで、一部期間を除いて保険料を前納しているなど、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、A市では、昭和35年10月1日から国民年金の加入届の受付を各学区において開始しており、申立人が小学校で加入したとする申立内容と符合する。

加えて、社会保険事務所の被保険者台帳では、申立期間である昭和36年度の納付月数が12月から0月へ訂正されているが、かかる訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

国民年金に任意加入した昭和41年10月から平成9年6月に資格喪失するまで、国民年金保険料はすべて納付したはずであり、申立期間の3か月のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回のみであり申立期間も短期間（3か月間）である。

また、申立人は、昭和41年10月、29歳の時に国民年金に任意加入し、以後、60歳到達までの約31年間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険庁の保管する台帳の記録に本来、時効であるはずの時期に納付年月が記録されているなど、社会保険庁の事務取扱いに不合理な点がある一方、当時の納付方法や保険料額に関する申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで

申立期間当時は、金銭面で大変な時期であったが、夫の国民年金保険料は、口座振替で納付し、私の分は遅れながらも、未納とならないようがんばって納付して来た。申立期間の国民年金保険料は、長女から 5 万円を借りて、公民館で納付した記憶があり、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間であり、申立期間後は、国民年金保険料に未納は無い。

また、申立期間分の保険料については、申立人の主張するとおり、申立人の娘の定期預金の満期時に交付された「お利息計算書」に記載された覚書きから、申立人がその娘にお金を借りて納付したことが推察される。

さらに、申立人が、公民館で申立期間分の保険料を納付したとする記憶についても、申立人の住所地の市では、当時、管轄の社会保険事務所と連携して、保険料の集合徴収を実施していたことが確認された。

加えて、申立人の夫は、国民年金制度が施行された昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

私の年金記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、手元に残っている確定申告書(控)では、昭和 60 年及び 61 年は、国民年金保険料を払っていることになっている。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年から 61 年までの確定申告書(控)を提出しており、申立人の年金記録では、45 年 4 月から 60 年 3 月(昭和 45 年度から 59 年度)までは、継続して国民年金保険料を納付していたこととされている。

また、申立人が提出した確定申告書(控)に記載されている社会保険料控除額は、当時の保険料額と一致すること、及び申立人は、同欄への記載に当たっては、保険料の領収書に記載された納付金額を記載していたとすることから判断すると、60 年度及び 61 年度の保険料については、57 年度から 59 年度までと同様に納付されていたとみることが自然である。

さらに、申立人は、申立期間中に営んでいたとする自営業の終期に関する記憶は明確ではないが、昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの自営業関連の光熱費、水道費及び通信費の支払状況が記された預金通帳を所持しており、その内容から、確定申告書(控)の存しない申立期間のうち、少なくとも 63 年 3 月までは、申立人の仕事等に変更も無く、生活状況にも大きな変化は無かったことがうかがわれることから、確定申告書(控)の対象となっている期間と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の趣旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年9月に国民年金に加入以降、保険料を完納しており、申立期間の保険料も期限内に納付した。その後、A市役所から申立期間の保険料が未納との連絡があり、市役所窓口で領収書を持参して確認してもらったところ、国民年金手帳記号番号が誤って収録されていたとの説明を受け、正しい番号を入力するから、と言われたので領収書を渡した。この期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の現年度保険料を収納していたA市では、申立期間直前の昭和49年10月から年金保険料の収納方法を印紙方式から納付書方式に変更している。申立人が所持する49年10月から同年12月までの領収書には正しい国民年金手帳記号番号が記載されているが、申立期間をはさんで、50年4月から同年6月までの領収書には下4桁目が誤った記号番号が記載されており、行政側の記録管理に誤りがあったことが認められる。したがって、申立期間について記号番号に誤りがあり、市役所職員が訂正のため領収書を引き取ったとの申立人の主張には相当の合理性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳に、「50.1～3月迄の分は市役所の手違いにより他のN0に入金しているの、そちらから振替あり(51年2月)この期間について領収書なし」とのメモも残されている。

さらに、未納とされている期間は申立期間のみであり、申立期間を含む昭和44年9月から61年3月までは任意加入しているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は極めて高かったことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

昭和 36 年 3 月に国民年金に加入し、毎月婦人会の集金により保険料を納付してきた。制度開始当初から納付しているはずであり、未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後 37 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、主に保険料を納付してきたとされるその母親と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、母親については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

さらに、納付日が確認できる昭和 42 年度から 63 年度までの期間について、申立人は、すべて納期限内に国民年金保険料を納付していることに加え、申立人が主張している国民年金保険料の月額、申立期間の国民年金保険料の月額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

昭和42年4月に、元夫と共に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、私だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和42年4月に資格取得して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の元夫についても、昭和42年4月に資格取得して以降、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及び元夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているとともに、納付日が確認できる昭和48年度以降について、国民年金保険料の納付日は、おおむね一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付してきたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

妻が義母に「国民年金に加入しておいたほうがいい」と言われたので、昭和52年4月ごろに市役所支所で私の分と併せて二人分の加入手続きを行い、52年度の国民年金保険料を前納した。その際、申立期間についても納付できることを聞いたので、納付し、その場で、あと1年分(49年度分)納付できると説明を受けたので、銀行に行き、現金を払い戻した上で納付した。申立期間だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、当時の納付場所の状況等を具体的に記憶しており、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が同時期に納付したとする昭和49年度の過年度保険料及び52年度の保険料については、納付済みとなっており、申立期間のみ未納となっているのは不自然であるとともに、申立人は、当該申立期間について、督促等を受けたことはなかったとしている。

なお、申立人は申立期間の保険料を、市役所支所で過年度納付したと申し立てているが、本来時効により納付することができない昭和49年度分の保険料が、同支所の指示により納付済みとされていることから、同支所が誤った納付手続きをしていた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

母親に「国民年金に加入しておいたほうがいい」と言われたので、昭和52年4月ごろに市役所支所で夫の分と併せて二人分の加入手続を行い、52年度の国民年金保険料を前納した。その際、申立期間についても納付できることを聞いたので、納付し、その場で、あと1年分(49年度分)納付できると説明を受けたので、銀行に行き、現金を払い戻した上で納付した。申立期間だけ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、当時の納付場所の状況等を具体的に記憶しており、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が同時期に納付したとする昭和49年度の過年度保険料及び52年度の保険料については、納付済みとなっており、申立期間のみ未納となっているのは不自然であるとともに、申立人は、当該申立期間について、督促等を受けたことはなかったとしている。

なお、申立人は申立期間の保険料を、市役所支所で過年度納付したと申し立てているが、本来時効により納付することができない昭和49年度分の保険料が、同支所の指示により納付済みとされていることから、同支所が誤った納付手続をしていた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 40 年 2 月ごろ、市の職員若しくは集金担当者が自宅に集金に来た際に、申立期間に係る保険料を一括納付したと記憶している。また、申立期間中、夫も国民年金保険料を遅れることなく納付していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 13 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 2 回、適切に行っており、その夫も、国民年金制度発足以後、死亡するまでの間、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は、申立期間が結婚直後の期間でもあることから、当時の状況を鮮明に記憶しており、申立人の説明する保険料額は、当時の保険料額に一致するなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市区町村に帰郷した昭和53年9月ごろ、A市区町村B出張所（当時）で担当者の指示により一括納付した。当時の状況については、一括納付について家族に理由を説明したことなど明確に記憶しており、納付したことは間違いなく、申立期間以外に未納期間は無いことからこの期間だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った昭和53年9月当時は、第3回の特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料は特例納付等によって納付可能であった。また、申立人が納付したと主張するA市区町村のB出張所は申立期間当時に実在し、申立人は納付時の出張所職員の説明内容、出張所内の様子などを鮮明に記憶しており、その内容は、詳細かつ具体的である。

さらに、申立人は、加入手続を行った昭和53年9月以降、現在まで国民年金保険料を完納しているとともに、申立人は、A市区町村に帰郷した際に親から国民年金についての話を聞き、加入及び納付するようになったと述べているが、申立人の両親の納付状況をみると、国民年金加入期間について国民年金保険料を完納し、同居していた申立人の姉についてもほぼ完納していることから、家族全員の納付意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、一括納付の資金は、帰郷前のC市区町村で勤務していた際の預貯金だったとしているが、同人から提出された給与明細書や賞与明細書によれば、勤務時に十分な収入があり、かつ、勤務先の寮に入寮し生活費が安価だったと思われることから、帰郷時に相当の預貯金があったと推測され、申立期間の保険料額（7万2,850円）の資金は預貯金だったとする主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 37 年1月から同年3月までの期間及び②37 年度の5か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年1月から同年3月まで
② 昭和 37 年度のうち5か月

当時、母親が手続をしてくれた。父親は医者であり、経済的に納められない理由が無い。20 歳からすべて納付していると聞いていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、結婚後は任意加入を行うほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間の申請免除の手続について、同居している父親の所得からみて免除対象とならないのに申請免除とされているなど、当時の事務処理に不合理な点が見受けられるとともに、申立期間当時、申立人の父親にも十分な収入があり、納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

当時、保険料は夫婦で一緒に納付しており、市役所で納付したのに、私の分だけ未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成6年4月及び同年5月の2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和63年11月の結婚以後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、未納期間は無い。

また、申立人は、国民健康保険と国民年金の加入手続を同じ日に行ったと主張しており、このうち国民健康保険については、平成6年4月26日から同年6月1日まで被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、厚生年金保険から国民年金への切替えを適切に行っており、未納期間は無いとともに、申立人は、その妻と一緒に市役所に行き、妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替えを同時に行ったと主張しているが、妻が平成6年4月26日に国民年金第1号被保険者となったことが確認でき、申立人の国民健康保険加入日とも一致していることから、夫婦一緒に市役所で手続をしたものと考えられ、申立期間について、申立人の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

加えて、申立期間の保険料として納付したと申立人が主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から45年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和42年6月から45年6月までの納付事実が確認できなかった。」との回答をもらったが納付できない。

当時、市役所に出向いた際、年金相談を受けたと思われるが、その時、「過去に未納期間があり、すべてさかのぼって支払ってはどうか」との勧奨を受け、20歳以降の未納期間に関する国民年金保険料を2回に分けて支払ったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和47年3月に、46年4月から47年3月までの現年度保険料を一括納付し、また、47年9月に、45年7月から46年3月までの過年度保険料を一括納付していることが確認でき、2回に分けて保険料を納付したとする申立人の主張と一致するとともに、45年7月から47年6月までは、第1回目の特例納付が実施されていた時期であり、申立期間の保険料は、この時期に特例納付されたものと推認される。

さらに、申立人は、一括納付した国民年金保険料額は、1回目が2、3万円程度、2回目が1万円程度であると申し立てているが、1回目に納付したのが、昭和46年4月から47年3月までの現年度保険料及び申立期間の特例納付保険料だとすると、納付したとする金額と納付に要する国民年金保険料額はおおむね一致する。

加えて、申立人は、昭和47年9月に、45年7月から46年3月までの過年度保険料を一括納付しているが、第1回目の特例納付の納付可能期間は、36年4月から45年6月までであったことから、最初に特例納付が可能であった45年6月までの分の保険料を納付し、次に、45年7月以降の分を過年度納付したと考えるのが自然である。

このほか、当時、社会保険事務所職員が当該市に出向き、市役所に隣接する市民会館において特例納付の相談会を行っていたことが確認でき、申立人も国民年金保険料の納付方法等の説明を受けたことを具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 49 年 9 月分についての納付事実が確認できなかった。」との回答をもらった。

A 庁を昭和 49 年 6 月に退職し、実家に転居し、同年 7 月に運送会社に 2 か月ほど勤めた後、役場から葉書が来て、役場の窓口で相談に行った時に国民年金の加入手続をしたが、その時、当月分の保険料をどうするかと言われ、役場の窓口か郵便局で、1 か月分の保険料として 1,000 円ぐらいを払った記憶がある。

領収書は、探してみたがみつからなかった。

今回、昭和 50 年 5 月の保険料を還付するとの連絡を受け、未納があることが判明したが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場からの連絡を受け役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、その際に、1 か月分の国民年金保険料を納付するように言われ、1,000 円程度を納付したと主張しているが、申立人は、当時の状況を具体的に記憶しているとともに、納付金額についても、当時の国民年金保険料（1 か月 900 円）とほぼ一致する。

また、当時、役場では窓口で現金納付が可能であったこと、及び納付単位が原則 3 か月であったが 1 か月ごとに納付することも可能であったことが確認でき、申立内容に不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案39

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年12月まで

当時、夫が昭和50年10月に会社を退社し、母親と営んでいた洋品店を手伝うようになったため、市役所に私達夫婦の国民健康保険の加入手続に行った際、「国民年金は強制加入ですから」と言われ、隣にあった窓口で国民年金の加入手続をした。国民健康保険の届出日については、50年12月1日であることを市で確認している。

また、当時、市の集金人が3か月ごとに集金にきており、母親と私達夫婦の3人分の国民年金保険料は、店にいた私達夫婦か母親が納めていたと記憶しており、夫婦共に未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入の契機となった国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和50年12月1日に加入手続が行われていることが確認できる。一方、社会保険事務所の記録において、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたのは52年3月とされているが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは次女を妊娠している時期であり、次女出生後の翌年となる同年に加入手続を行った可能性はないことを一貫して主張しており、その内容は具体的で、申立内容全体を通じて申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間後の昭和52年1月から56年3月までの期間について、夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の母親についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案40

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年12月まで

私は、昭和50年10月に会社を退社し、妻と義母が営んでいた洋品店を手伝うようになったことから、妻が私達夫婦の国民健康保険の加入手続のため市役所に行った際、「国民年金は強制加入ですから」と言われ、隣にあった窓口で国民年金の加入手続をしたと聞いている。国民健康保険の届出日については、50年12月1日であることを市で確認している。

また、当時、市役所の集金人が3か月ごとに集金に来ており、義母と私達夫婦の3人分の国民年金保険料は、店にいた義母か私達夫婦が納めていたと記憶しており、夫婦共に未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入の契機となった国民健康保険については、申立人の主張するとおり、昭和50年12月1日に加入手続が行われていることが確認できる。一方、社会保険事務所の記録において、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたのは52年3月とされているが、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行ったのは次女を妊娠している時期であり、次女出生後の翌年となる同年に加入手続を行った可能性はないことを一貫して主張しており、その内容は具体的で、申立内容全体を通じて申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間後の昭和52年1月から56年3月までの期間について、夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の義母についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から49年3月まで

昭和47年7月に会社を退職して帰郷した際に、兄と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。

生計を共にしていた妻と一緒に国民年金の加入手続をした兄の保険料が納付済みとされているのに、自分の分だけが未納ということは有り得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻についても、結婚後の国民年金保険料を完納している。

また、社会保険庁の記録から、申立人と申立人の兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、兄と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとする申立人の主張を裏付けている。

さらに、申立人の兄から聴取したところ、「郷里で整備工場を営むため、弟と一緒に帰郷し、国民年金の加入手続や納付も弟と一緒にいった」との証言が得られ、その兄の納付記録を見ると、加入手続を行ったと推測される国民年金手帳の発行日に、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できるなど、申立人の主張に不自然さは無く、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 51 年 6 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、両親又は夫が納付したと記憶している。

母や夫は、納付を始めてから絶対に未納は無いと言っており、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 13 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料を納付したとされる申立人の夫及び両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納しているなど、申立人、夫及び両親は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 5 月までの期間及び 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、53 年 10 月に特例納付及び過年度納付されているが、その時点においては、申立期間の国民年金保険料を特例納付することが可能であり、当時、申立人夫婦及びその両親には仕事や生活状況に特段の変化は認められず、申立人等の納付意識が高かったことを考え併せると、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 5 月まで

私は、婚姻前から一度も住所や仕事を変えたことがなく、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を支払っており、昭和 48 年 4 月 29 日の婚姻以降も、夫と同じ日、同じ場所で納付していた。

それにもかかわらず、昭和 48 年 2 月から 49 年 5 月（昭和 49 年 4 月及び同年 5 月は誤って保険料が還付されたことにより未納期間とされている。）までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しているとともに、申立人の夫も婚姻以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

また、申立期間のうち昭和 49 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料について、49 年 7 月 20 日に過誤納金が還付されているが、申立人及びその夫が、当時、被用者保険に加入していた事実が無く、社会保険庁の取扱いでは、過誤納金は還付した日において時効となっていない未納保険料に充当後、残余がある場合に還付することとされているため、申立期間のうち 48 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料は、還付時において納付済期間として記録されていた可能性がうかがわれる。

さらに、市町村が保管している「国民年金被保険者カード」によれば、申立人に係る被保険者資格の得喪記録に関し、事実とは異なる「47. 11. 25 の喪失取消 49. 10. 24」の記載が見られるなど、申立人に係る納付記録の管理及び還付事務に不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は 20 歳から国民年金に加入し、集金人に保険料を支払っていたにもかかわらず、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が 3 か月と短期であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している

また、市町村が保管する「国民年金被保険者カード」では、申立期間が納付済期間とされており、これについて、市町村からは、申立期間が納付済期間であると考えられる旨の意見書が提出されている。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月まで

私は、昭和 49 年 6 月に市役所を退職した後、同年 7 月から国民年金に任意加入し、付加保険料を納付し始めた。夫は公務員で、私も生け花の月謝収入があり、年金保険料を払えない状況ではなかった。

任意加入した当初から付加保険料を納付しており、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、地区子供の集金人に国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、その旨主張している。申立人の居住地区には、申立期間当時、申立人が主張している納付組織が存在していたことが確認でき、申立人の主張は不合理でない。

また、申立期間のうち、①昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の年金手帳に、当該期間を含む 49 年 7 月から 51 年 6 月までの期間の保険料を納付したと推認できる金額と日付が記入されている。

加えて、申立期間のうち、②昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月までの期間については、当該期間直前の 52 年 4 月から同年 6 月までの期間は、社会保険庁の国民年金原簿では未納とされていたが、当該市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっていることが判明し、平成 19 年 7 月 23 日に記録訂正が行われているとともに、同被保険者名簿には、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの検認欄に当該市では検認できない翌年度の 53 年 7 月 31 日の検認日が記録されていることなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、任意加入すると同時に付加保険料も納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和44年10月に結婚した後、国民年金保険料は、私が管理し、金額や支払場所は記憶していないが、夫婦二人分を一緒に納付してきた。にもかかわらず、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の分だけ未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張する夫の国民年金保険料は、申立期間を含めすべて納付済みとなっているとともに、申立人及びその夫は、おおむね同一日に国民年金保険料を納付しており、夫婦一緒に納付していたことが納付記録から確認できることから、申立期間について、夫は昭和47年3月に過年度納付しており、申立人についても夫と一緒に過年度納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫名義の登記済証によると、申立期間直後に不動産の購入が行われるなど、当時、申立人には、国民年金保険料を納付できるだけの資力は十分にあったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年6月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで

私は、申立期間については、A信用金庫が毎日集金にきていたので、電気料金など公共料金と一緒に国民年金保険料を納めていたと思う。いくら納めていたかは記憶していないが、定期的に納めていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和38年10月から39年6月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入状況や納付状況についての記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、国民年金保険料は時効により納付することができず、また、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人はA信用金庫に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時は、年金手帳への印紙検認方式であり、信用金庫への納付はできなかったと思われる。

一方、②昭和41年1月から同年3月までの期間について、申立人の国民年金保険料は、B市の被保険者名簿で、昭和46年12月23日に納付したとする記載があるとともに、申立人は、46年12月に44年1月から同年3月

までを特例納付していることから、44年1月より前の期間である申立期間について未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間当時、自治会長による集合徴収により、四半期ごとに公民館において常に妻の分も併せて国民年金保険料を納付していた。昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの分についても、4 月から 6 月までの分を 6 月ごろに、7 月から 9 月までの分を 9 月ごろに、10 月分を 12 月ごろに納付していた。一緒に納付していた妻の記録は納付済みとされているが、私の記録の確認したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付期限内に納付している。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を自治会長に支払っていたと申し立てしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、国民年金保険料の集金を自治会長に委託していたことが確認できる。

さらに、納付日が確認できる期間について、申立人夫婦は、同一日に、同じ場所で納付していることが確認でき、申立期間については、申立人の妻の保険料は納付済みであることから、申立人の保険料についてのみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月及び同年3月
② 平成2年2月及び同年3月
③ 平成3年1月から同年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、①平成元年2月及び同年3月、②平成2年2月及び同年3月並びに③平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

保険料はサトウキビの代金が支払われる1月から3月の間にまとめて、役場で夫が私の分も一緒に納付していた。一緒に納付していた夫の記録は納付済みとされているが、私の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①平成元年2月から3月までの期間については、申立人及びその夫は、昭和45年4月から国民年金保険料の納付を開始しているとともに、申立人の夫の62年度分の保険料は、63年2月及び同年3月にまとめて納付されていることが確認でき、夫婦一緒にまとめて保険料を納付していたとする申立人の主張は信用でき、当該期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、②平成2年2月及び同年3月、③平成3年1月から同年3月までの期間については、夫は60歳到達後で、夫の国民年金保険料の最終納付年月日が平成2年1月5日であり、夫婦一緒に当該期間の保険料を納付したとは考え難く、申立人の主張と矛盾する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和55年3月28日にA社C本店において資格を喪失し、同年4月1日に再び同社B本社において資格を取得しているとの回答を得た。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、従業員異動履歴台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和55年3月28日に同社C本店から同社B本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A健康保険組合から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、昭和55年4月1日に資格取得した旨の記載及び社会保険事務所の確認印があることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録では、昭和53年3月31日に同社B支店で資格喪失したこととなっているが、実際には、同年4月1日付けで、同社B支店から同社C営業所へ転勤しており、継続して勤務していることから空白期間はないはずである。在職期間中の人事カード等があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事カード及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年4月1日に同社B支店から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年2月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月16日から同年9月16日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和45年8月から同年9月までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。グループ会社内での転勤であり、給料明細書があるので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料明細書により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年9月16日にA社からC研究所（現在は、B社。以下同じ。）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬額及び昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日がいずれも昭和45年8月16日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、昭和 30 年 5 月 9 日から同年 9 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和 30 年 5 月 9 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 7,000 円とすることが適当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 27 年ごろまでの間の 6 か月くらいの期間

時期に関する記憶はあいまいであるが、昭和 26 年から 27 年ごろまでの間の 6 か月くらい、A 市町村の B (株) で働いていた記憶があるので、その期間を厚生年金加入期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

昭和 30 年 5 月 9 日から同年 9 月 1 日までについては、調査の過程で確認された基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録から、申立人が C (株) D 工場に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、上記期間以外の期間については、申立人の記憶もあいまいであり、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらず、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 30 年 5 月 9 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 30 年 5 月の標準報酬月額については、被保険者名簿の申立

人の記録から被保険者資格取得時の標準報酬月額が7,000円であることが確認できることから、7,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日及び同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月30日から同年6月1日まで

被保険者記録回答票によれば、加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をただけであることから、資格取得年月日を5月21日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員台帳の記録及び事業主の回答により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和45年5月21日に同社B工場からC工場に異動）、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのC工場における社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失及び取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和45年5月30日を資格喪失日とし、同年6月1日を資格取得日として届けた結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月17日から48年1月4日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社B工場における厚生年金保険の加入期間は昭和48年1月4日に資格取得となっているが、給与明細書、在籍証明書、出勤簿等の資料があるので、47年7月17日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、出勤簿、辞令、社員名簿、会社組織図及び給与明細書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和47年7月1日に正式採用されてから継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の給与明細書及び48年1月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所には申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出を始め、その後に予定される報酬月額の届出や資格喪失の届出などの記録が無く、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い。また、申立人の昭和

47年12月の給与明細書から雇用保険料が徴収されていることが確認できるが、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も存在しない。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和48年1月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月21日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月に入社してから定年退職するまで継続してA社に勤務していた。昭和43年2月に同社B工場から同社C事業所に転勤したが、退職したわけではないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金基金の記録により、昭和43年4月1日に、A社の前身であるD社B工場の加入員資格を喪失し、同社C事業所の加入員資格を再取得したことが確認できる。

また、事業主からは、申立人が、昭和37年9月に入社してから定年退職するまで継続して厚生年金保険被保険者であり、異動の際の資格取得届及び資格喪失届は、複写式の様式を用いて社会保険事務所と厚生年金基金に対して同一の内容で届出していたため、社会保険事務所と厚生年金基金との間で資格取得日及び資格喪失日が異なることはないとする旨の回答があった。

さらに、申立人と同時期にC事業所へ異動した同僚の異動前の事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年4月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び、申立人が主張する昭和43年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

長野厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月7日から同年12月6日まで

昭和32年にアルバイトとしてA社に雇われ、33年7月から正社員となり、本社とB工場とを行き来してきた。

B工場から本社に転勤となった昭和36年11月について厚生年金保険に加入していないことになっているが、退職ではないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和33年7月1日から40年5月17日までの期間、同一会社において雇用保険の被保険者であったことが確認でき、この期間は、申立人がA社に正社員として勤務していたと主張する期間と一致することから、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間について厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。申立人は、申立期間を挟んで2度にわたって、A社本社からA社B工場への転勤の事実があり、この場合はいずれも厚生年金保険の被保険者資格に係る本社での喪失年月日と転勤先であるB工場での取得年月日は同一で、転勤先のB工場では被保険者資格が途切れることがないよう事務処理が行われており、申立てのあったB工場から本社への転勤に係る資格取得手続き時に何らかの誤りが発生したと考えるのが自然である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年11月にA社B工場か

ら同社本社への転勤があったと認定し、同年12月の本社配属時の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社がすでに昭和40年4月に廃業しており当時の代表者も連絡がつかないため確認できないこと、及びこのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否か及び事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月13日から同年9月13日まで

A社の整備課長から関連会社であるB社の販売課長に配置換えとなった申立期間について厚生年金保険に加入していないことになっている。

しかし、A社とB社は同一場所にあつて雇用関係は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和47年9月11日までA社に雇用されていたことが確認できる上、当時の同僚（昭和41年4月にA社に入社し、46年8月にB社に配置換えになり、51年3月に退社）の「両会社は同一場所にあり、在職中は申立人と一緒に仕事をしていた」との証言もあることから、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、配置換え直前に見直されている昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を承継したC社は、すでに昭和52年3月に倒産しており、当時の代表者も連絡がつかないため確認できないこと、及び、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所の資格喪失日に係る記録を昭和31年2月1日に、同社C出張所における資格取得日を同年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、1万2,000円とすることが必要である。また、同社C出張所の資格喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に、同社D出張所における資格取得日を同年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年1月31日から同年2月15日まで
② 昭和37年4月30日から同年5月3日まで

厚生年金保険の加入記録を問い合わせたところ、A社B出張所(後にE社に合併)に入社以来、昭和31年にC出張所、昭和37年にD出張所に転勤し、退職するまでA社とE社に継続して勤務したのに、申立期間が空白期間であるとのことであり、納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務(昭和31年2月1日にA社B出張所から同社C出張所に異動、昭和37年5月1日に同社C出張所から同社D出張所に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、A社における社会保険事務所の記録から、申立期間①については1万2,000円、申立期間②については3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情が無いものの、事業主は、申立期間①及び②

共に、厚生年金被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていたことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 1 月分及び 37 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
昭和46年10月1日にA社B支店からC工場に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録ではB支店の資格喪失日が同年9月30日になっている。辞令簿及びC工場の資格取得届があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料計算書及び雇用保険加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年10月1日に同社B支店からC工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険事務所の記録及び給料計算書から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から49年3月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、資格取得日が昭和49年3月1日となっているが、同年1月1日から勤務していた。
保険料控除の事実が証明できる給料支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給料支払明細書により、申立人がA社に昭和49年1月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和36年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月1日から同年12月15日まで
平成12年2月7日に受け取った厚生年金保険被保険者記録の回答票では資格取得日が昭和36年10月1日となっていたが、手書きで書かれた事業所名が異なっていたため、訂正を申し入れていた。

平成19年3月10日、再度、被保険者記録を受け取ったところ、事業所名は正しくなっていたものの、資格取得日が昭和36年12月15日に訂正されていた。不正に訂正されたものであり、申立期間について訂正前の期間に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月1日を被保険者資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を保有しているとともに、現在受給している年金については、同日を資格取得日とする被保険者期間に基づき裁定されている。

また、社会保険事務所が保管する申立てに係る会社の被保険者名簿を見ると、申立人については資格取得日が昭和36年10月1日から同年12月15日に訂正されているが、これは同名簿に記載されているほかの従業員に係る資格取得日の訂正を申立人の欄に誤って転記したものと推測される。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録の訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、昭和36年10月1日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の当初の記録により、8,000円とすることが妥当である。

沖縄厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで
社会保険業務センターから郵送されてきた「年金加入期間のお知らせ」によれば、加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をただけであることから、資格喪失年月日を昭和53年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年11月1日にA社本社からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における社会保険事務所の記録及び昭和53年度分賃金台帳から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和53年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月25日から44年12月31日までの沖縄特別措置に係る厚生年金保険の特別納付保険料については、納付していたものと認められることから、沖縄特別措置に係る厚生年金保険の特別納付保険料の納付記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の特別納付保険料の納付額については、116万7,278円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月25日から44年12月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る沖縄特別措置に伴う厚生年金保険の特別納付保険料として、平成10年12月中旬に社会保険事務所窓口において、私が夫婦併せて176万6,040円を現金納付した。

社会保険事務所から当該保険料の納付記録が無い旨の回答を受けたが、税務署で平成10年分所得税の更正の請求手続を行った際に、社会保険事務所が発行した特別納付保険料の領収書(写し)を提出した上で、更正の決定を受けており、税金の還付が行われた通帳も所持しているため、当該保険料を納めたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険料控除漏れ(厚生年金特別措置)」を理由とする平成11年6月28日付けの税務署の文書收受印が押印された「平成10年分所得税の更正の請求書」を所持しており、その記載内容により更正後の社会保険料額が申立てに係る特別納付保険料の夫婦合算額を加算した金額であることが確認できる。

また、「所得税の更正の請求」について、税務署は請求に係る事実が確認できる根拠資料をもって行っているとしている。

申立人が所持している①平成11年7月16日付けの税務署長印が押印された「平成10年分所得税の更正通知書」、②同決定に基づく11年7月12日付けの

B市長印が押印された「市民税・県民税の更正決定通知書」、③税務署発行の「国税還付金振込通知書」、④B市発行の「過誤納金還付通知書」及び⑤預金通帳により、上記保険料を申立人が納付したものと推認できる。

一方、納付時期が、沖縄特別措置に伴う厚生年金保険の特別納付保険料の納付期間であり、納付すべき保険料の額とも一致していること等が認められるなど、上記176万6,040円を納付した旨の申立人の主張は、基本的に信用できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立人が主張する昭和37年11月25日から44年12月31日までの期間について、沖縄特別措置に伴う厚生年金保険の特別納付保険料を納付したことが認められる。

なお、申立期間の特別納付保険料額は、社会保険庁が保管している同保険料の管理台帳に基づき116万7,278円とすることが妥当である。

沖縄厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月14日から44年12月31日までの沖縄特別措置に係る厚生年金保険の特別納付保険料については、申立人の夫が納付していたものと認められることから、沖縄特別措置に係る厚生年金保険の特別納付保険料の納付記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の特別納付保険料の納付額については、59万8,762円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月14日から44年12月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る沖縄特別措置に伴う厚生年金保険の特別納付保険料として、平成10年12月中旬に社会保険事務所窓口において、夫が夫婦併せて176万6,040円を現金納付した。

社会保険事務所から、当該保険料の納付記録が無い旨の回答を受けたが、夫が税務署で平成10年度分所得税の更正請求手続を行った際に、社会保険事務所が発行した特別納付保険料の領収書(写し)を提出した上で、更正の決定を受けており、税金の還付が行われた通帳(夫名義)も所持しているので、当該保険料を納めたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が行った「社会保険料控除漏れ(厚生年金特別措置)」を理由とする平成11年6月28日付けの税務署の文書收受印が押印された「平成10年分所得税の更正の請求書」を所持しており、その記載内容により更正後の社会保険料額が申立てに係る特別納付保険の料夫婦合算額を加算した金額であることが確認できる。

また、「所得税の更正の請求」について、税務署は請求に係る事実が確認できる根拠資料をもって行っているとしている。

申立人の夫が所持している①平成11年7月16日付けの税務署長印が押印された「平成10年分所得税の更正通知書」、②同決定に基づく11年7月12日付

けのB市長印が押印された「市民税・県民税の更正決定通知書」、③税務署発行の「国税還付金振込通知書」、④B市発行の「過誤納金還付通知書」及び⑤預金通帳（夫名義）により、上記保険料を申立人の夫が納付したものと推認できる。

一方、納付時期が、沖縄特別措置に伴う厚生年金保険特別納付保険料の納付期間であり、納付すべき保険料の額とも一致していること等が認められるなど、上記176万6,040円を納付した旨の申立人の夫の供述は、基本的に信用できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の夫は、申立人が主張する昭和38年2月14日から44年12月31日までの期間について、沖縄特別措置に伴う厚生年金保険の特別納付保険料を納付したことが認められる。

なお、申立期間の特別納付保険料額は、社会保険庁が保管している同保険料の管理台帳に基づき59万8,762円とすることが妥当である。

旭川国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から同年 12 月までの期間及び昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月まで

申立期間は、昭和 39 年に厚生年金保険を資格喪失した後、独立して会社設立する準備中の時期であり、経済的に納付困難ではなく、貯蓄もあったので未納とすることは考えられない。

当時、市役所へ行った帰りに母親の入院していた病院に寄ったことや印紙を買って年金手帳に貼ったことなどの記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は夫婦共に未納となっており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 42 年 8 月であることが、社会保険庁の記録から確認できることから、申立期間には時効により納付できない期間が含まれる。さらに、申立期間については、後日、特例納付により納付していたことを裏付ける関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月まで

申立期間は、昭和 39 年に厚生年金を資格喪失した後、独立して会社設立する準備中の時期であり、経済的に納付困難ではなく、貯蓄もあって未納とすることは考えられない。

同年に市役所へ行った帰りに義母の入院していた病院に寄ったことや印紙を買って年金手帳に貼ったことなどの記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は夫婦共に未納となっており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 42 年 8 月であることが、社会保険庁の記録から確認でき、申立期間は時効により納付できない期間が含まれる。さらに、申立期間については、後日、特例納付により納付していたことを裏付ける関連資料等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から52年3月まで
20歳前に結婚し、20歳のときから第3号被保険者となった前月の平成5年4月まで継続して国民年金保険料を納付してきた。

私が自分自身の保険料を、大工をしていた夫の給料から工面し、市役所に出向いて納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に確認したところ、国民年金の加入手続や国民年金手帳を受け取った時の記憶は無く、国民年金保険料についても、市役所に出向いて納付していたとの申立てであったが、市役所に足を運んだ記憶が無いので集金人に納めたかもしれないと主張を変えていることから、国民年金の加入手続や、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は10年以上と長期間である上、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の年金記録から、昭和53年4月ごろに払い出されたものであると推定され、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫の国民年金保険料も52年3月までがすべて未納とされ同年4月から納付が始まっており、申立人の納付記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

当時、農業を営んでいた父親が家族全員(父、母、私及び弟)の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の弟も、申立期間中の昭和 46 年 6 月に 20 歳になっているが、48 年 3 月まで未納とされており、申立期間中に家族全員の保険料を父親が納付していたとする申立人の主張を信じることはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 6 月 6 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、47 年 4 月分から納付を始めたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 4 月までの期間、38 年 11 月から 39 年 1 月までの期間、40 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 11 月から 39 年 1 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間①及び②については、昭和 44 年か 45 年の冬に、43 年 4 月生まれの子供を背負って A 郵便局で納付した。また、申立期間③及び④については、昭和 47 年か 48 年の夏に 8 万円を 4 万円ずつ 2 回に分けて、同じ郵便局に納付しているはずで、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申請免除期間であり、追納が可能な期間であったが、納付した時期に関しての説明が一貫していないなど、記憶が明確ではない。また、納付の契機、納付方法、納付の時期等が、当初の社会保険事務所への申立内容と大きく異なっており、その変更理由についても合理的でない。

さらに、申立期間③及び④については、特例納付制度により納付が可能な期間であるが、当時の特例納付による保険料が 1 月 450 円であることから、申立人が納付したと主張する 8 万円はあまりに高額であり、申立人も特例納付の手続きをした記憶が無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 42 年 9 月まで

社会保険庁の記録では、大学生であった期間と A 市町村役場で非常勤職員として勤務した期間が未加入とされているが、大学生当時は祖父が国民年金保険料を納付してくれたはずであり、非常勤職員当時は、自ら保険料を納付した記憶があるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が大学生であった期間（昭和 38 年 12 月から 41 年 3 月まで）については、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の祖父が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、祖父は既に死亡していることから周辺事情も確認できない。また、市町村役場に非常勤職員として勤務した期間（昭和 41 年 4 月から 42 年 9 月まで）については、申立人自身が A 市町村の国民年金窓口で毎月納付した記憶があるとのことであるが、納付していたことを示す関連資料が無く、当時の保険料として記憶している金額も実際の保険料額を上回る金額であるとともに、国民年金の加入手続をいつどこで行ったかについての記憶も無く、国民年金への加入及び保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、平成 2 年 3 月（資格取得は平成 2 年 7 月 1 日）であり、申立期間は未加入とされている。

加えて、ほかの国民年金手帳記号番号の払出しとして、申立人が 20 歳となる昭和 38 年 12 月に、いったん国民年金手帳記号番号が払い出され、その後、取消処理されたことが確認できるが、これは、20 歳の時点で払

い出されたものの、当時、強制加入ではない大学生であったことから取り消されたと推認できる。そのほかには、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 55 年 3 月まで

国民年金には未加入であったが、結婚（昭和 56 年）した年に、A 市町村役場の加入勧奨があり加入した。

加入した時に、義父が A 市町村役場で保険料を 2、3 回に分けて納付してくれたので、未納期間は無いはずである。なお、納付した金額までは義父も覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、義父も納付した保険料の金額についての記憶はあいまいである。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和 55 年 6 月（加入手続の時期は 56 年 10 月ころ）であり、20 歳に遡^{そく}及した資格取得となっていることが確認できる。この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

さらに、納付記録では、申立人の昭和 55 年 4 月以降の保険料は納付済みであり、1 年分の保険料が過年度保険料として納付されているが、当時、義父が保険料を納付していた A 市町村役場では、過年度保険料については、1 年分くらいまでは収納する取扱いをしていたことが確認でき、納付記録とは符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

国民年金の定額保険料と付加保険料を納付していたが、平成4年3月分の保険料については、付加保険料が未納とされている。当時、定額保険料と付加保険料は一緒に納付していたので、付加保険料のみが未納とされていることは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、平成4年当時の定額保険料及び付加保険料は、A市町村の発行した納付書により納付されていたが、平成4年3月の定額保険料は、社会保険事務所の発行した納付書により納付されたことが確認できる。

このことから、平成4年3月の保険料は、納付期限までに納付されなかったため、A市町村の発行した納付書での納付ができなくなり、過年度保険料として納付するために、社会保険事務所が発行した納付書により納付されたものと推認できる。

その場合、付加保険料は強制加入（農業者年金の被保険者）の場合を除き納付期限を経過すると納付できないため、付加保険料の強制加入者に該当しない申立人は、平成4年3月の定額保険料の納付と一緒に、付加保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人によれば、期限内納付したはずとのことであるが、期限内納付が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 54 年 8 月末に会社を退職後間もなく、妻が、A 市役所に出向き、国民年金の加入手続をし、55 年 4 月分からの国民年金保険料は、納期を過ぎることもあったが、国民健康保険料と一緒に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、妻が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確では無い。

また、申立人の妻の証言（申立人が以前に国民年金に加入していたため、国民年金加入手続時に市役所の担当者から年金手帳を交付されなかった）及び申立人は A 市以外に住所を移動したことがないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたと主張するその妻から申立人に係る申立期間当時の保険料の納付状況を聴取しても、記憶が定かではなく、申立てを裏付ける具体的かつ明確な説明が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 49 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の母が昭和 42～43 年ごろに、市役所に出向き、それまでの未納分の国民年金保険料として 30 万円を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付したと主張しているが、①申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、及び②申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付時期等が必ずしも明確ではない。

また、申立人の母が納付したとする金額（30 万円）は、昭和 42～43 年時点における申立人のそれまでの未納保険料額と大きく相違している上、その当時、特例納付制度は無く、同制度を利用したとは考えられない。

さらに、申立期間のうち、申立人の母が 30 万円を納付したとする昭和 42～43 年ごろ以降の国民年金保険料の納付状況について、申立人から事情を聴取しても、その具体的な状況が不明であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年11月まで

昭和37年3月に会社を退職して実家に帰ってきたが、家族(母、兄及び兄嫁)が国民年金に加入しており、自分の国民年金保険料を含めて母が家族分の保険料を納付していた。

昭和38年11月に結婚して実家から離れて暮らす際に、母から受け取った国民年金手帳には兄の手帳に表示されているのと同じ検認記録があったと記憶しているが、国民年金の裁定請求手続をした後に不要と思い捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月に払い出されているものの、36年3月1日に被保険者資格を喪失したままとなっており、その後、61年3月にA市で新たに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている。しかも、申立期間の国民年金の加入記録は、申立人が60歳になった時(平成8年7月)に追加処理されたものであることなどから、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から61年3月まで

夫がA社勤務で、妻の年金加入を勧められ、昭和40年10月から任意加入したが、その後、無理に納付しても仕方がないとの話があったため、44年に資格喪失の手続をした。

夫の退職後、近所の人から年金加入を改めて勧められ、同時にさかのぼって支払い可能かもしれないとの話を聞いたので、昭和60年から61年ごろにB市役所の国民年金の窓口で相談をしたところ、さかのぼって44年からの国民年金保険料を納付できるとの話があったため、後日まとめて納付した。

今回の年金記録問題で不安になり、平成19年6月に社会保険事務所に相談したところ、さかのぼって国民年金保険料を納付したはずの昭和44年2月から61年3月までが未加入及び未納になっていることが判明した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の費用の^{ねんしゅつ}捻出方法やB市職員の窓口対応については具体的な申立てをしているが、申立人が保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、加入手続や保険料の納付を行った時期についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和42年2月に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行っているため、申立期間の大半はさかのぼって資格を取得できない期間であり、かつ、申立人が保険料を納付したと主張する申立人の夫の退職後の時期は、特例納付を行うことができる時期ではなく、申立期

間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、納付書の発行を受けずにB市の国民年金の担当窓口において一括で現金納付したと主張しているが、B市へ照会した結果、B市本庁の国民年金担当窓口及び支所においては過年度保険料の収納は行っていなかったことが確認され、申立人が主張するような納付はできなかったことが認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

昭和45年に結婚し、当時から、夫婦一緒に国民年金保険料の納付をしてきたにもかかわらず、夫である私の申立期間だけが未納とされていることには納得できない。

領収書、申告関係書類は全く無いが、妻の申立期間の領収書の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し国民年金保険料を納付し、昭和45年に結婚した後も、夫婦一緒に納付してきたと主張しているが、結婚後の同保険料の納付状況をみると、申立人の妻は45年3月から48年3月まで未納であったため、第2回の特例納付により49年1月から50年12月までの間に納付をしていること、48年4月から同年9月までは未納となっていることなど、申立人とその妻の納付状況に相違があり、申立内容に整合性が認められない。

また、申立期間に係る保険料の納付状況については、上記のとおり申立人は夫婦一緒に納付したと主張しているが、申立期間に係る妻の領収書によれば、妻は納付期限内に保険料を納付していることが確認できる一方、社会保険庁の被保険者台帳によれば申立人のみ昭和56年度に係る未納者カードが作成されていることから、申立人は当時未納であり、社会保険庁が申立人に対して未納であった保険料の納付勧奨を行ったことが推認され、

申立内容に信^{びょう}憑性は認められない。

さらに、申立期間における国民年金保険料の納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は定かではなく、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年1月から49年10月まで

納付記録の無い昭和46年1月から49年10月の間は、専業主婦(第3号被保険者)として生活していた。また、その後も専業主婦(第3号被保険者)として生活している。A社会保険事務所で申立期間当時は第3号被保険者という制度は無い旨説明を受けて納得したが、それならば保険料を納付しているはずであり、未納とされてることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、しかも、申立人の記憶がほとんど無いため、当時の保険料額、納付時期、納付方法、納付場所等の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は任意加入被保険者のため、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料を納付できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、B市役所の国民年金被保険者名簿の中にも該当者はいなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 47 年 9 月までの期間及び 51 年 8 月から 53 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 12 月から 47 年 9 月まで
②昭和 51 年 8 月から 53 年 4 月まで

昭和 52 年 10 月の結婚前は、父親が国民年金保険料を納付したはずであり、結婚後は A 市 B 区役所において、自分で保険料を納付したが、46 年 12 月から 47 年 9 月までの期間及び 51 年 8 月から 53 年 4 月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、昭和 52 年 10 月の結婚前は、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 53 年 5 月に初めて国民年金に任意加入しているため、申立期間に保険料を納付したとすると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているはずであるが、そのことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後は A 市 B 区役所において、自分で保険料を納付したと主張しているが、納付した保険料の金額や納付書についての記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から51年12月まで
昭和49年10月から51年12月までの期間が未納となっているが、申立期間については、A市で国民年金保険料を一括納付した記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてA市で一括納付したと主張しているが、申立人が保管している確定申告書控を見ると、申立期間に納付したことが確認できず、記録上納付済みとなっている期間（過年度納付を含む）の納付状況しか確認できない。

また、申立期間の保険料納付の時期、納付金額の記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立人が主張する一括納付については、既に記録されている過年度納付分しか確認できず、当該納付記録を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 12 月まで

昭和 46 年 6 月から 51 年 12 月までの期間が未納となっているが、申立期間については、A 市で国民年金保険料を一括納付した記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について A 市で一括納付したと主張しているが、申立人が保管している確定申告書控を見ると、申立期間に納付したことが確認できず、記録上納付済みとなっている期間（過年度納付を含む）の納付状況しか確認できない。

また、申立期間の保険料納付の時期、納付金額の記憶が曖昧であり、申立人が主張する一括納付については、既に記録されている過年度納付分しか確認できず、当該納付記録を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までの期間が未納とされていた。50 年 5 月に婚姻し、同年 6 月に理容店を開業し国民年金に加入した。開店以来記載している営業日誌に 50 年 7 月に 2 年さかのぼって国民年金保険料を納付した記載があり、納税組合長へ保険料を持参した記憶もあり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月の営業日誌に 2 年分さかのぼって国民年金保険料を納付した記載があり、確かに納税組合長に納付したと主張しているが、当該営業日誌を確認したところ、それは 52 年 7 月の記載であることが判明したことから、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 10 月 22 日に納付可能な過年度保険料 6 か月分（49 年 7 月から同年 12 月までの保険料）を納付したことが確認できるが、それは実際には 24 か月分（48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料）を納付したものであると主張しており、50 年 7 月に保険料 2 年分をさかのぼって納付したとする申立内容とも、矛盾が認められる。

さらに、申立期間に係る保険料納付の形跡が見受けられる昭和 52 年 7 月又は 51 年 10 月 22 日のいずれの時点からも、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までの期間が未納とされていた。50 年 5 月に婚姻し、同年 6 月に理容店を開業し国民年金に加入した。開店以来記載している営業日誌に 50 年 7 月に 2 年さかのぼって国民年金保険料を納付した記載があり、納税組合長へ保険料を持参した記憶もあり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月の営業日誌に 2 年分さかのぼって国民年金保険料を納付した記載があり、確かに納税組合長に納付したと主張しているが、当該営業日誌を確認したところ、それは 52 年 7 月の記載であることが判明したことから、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 10 月 22 日に納付可能な過年度保険料 9 か月分（49 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料）を納付したことが確認できるが、それは実際には 24 か月分（48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料）を納付したものであると主張しており、50 年 7 月に保険料 2 年分をさかのぼって納付したとする申立内容とも、矛盾が認められる。

さらに、申立期間に係る保険料納付の形跡が見受けられる昭和 52 年 7 月又は 51 年 10 月 22 日のいずれの時点からも、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年に父が亡くなり、母が納税組合から遺族年金の受給を勧められ、
手続をした。また、姉と私も国民年金への加入を勧められ、44 年 7 月に姉
と共に加入し、納税組合を通じて保険料を納付した。

このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かで、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 50 年 12 月に加入手続が行われたものと考えられ、この時点で、申立期間の過半は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の姉は、昭和 50 年 12 月 23 日に国民年金に任意加入したことが確認できるとともに、申立期間は国民年金に未加入であったことから、44 年 7 月に姉と一緒に国民年金に加入し、かつ、それ以降継続的に保険料を納付してきたはずであるとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年4月から36年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年3月まで

申立期間について納付記録を照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間当時に妻が役場へ行き、国民年金の加入手続をして、保険料を納付した記憶があるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張している期間は、国民年金保険料徴収事務を開始する昭和36年4月1日以前のものであり、事務取扱上、申立人の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している役場等の行政機関において、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる記録は無く、事実、その形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで
昭和43年ごろに、市の集金人から国民年金の加入勧誘を受け、夫婦一緒に国民年金加入手続を行うとともに2年間分の保険料をさかのぼって納付した。その後も、同集金人が来る度に保険料を納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月から44年1月までの時期に、市の集金人から国民年金の加入勧誘を受け、夫婦二人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年1月に夫婦連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧しても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入手続の際に、2年間分の保険料を市の集金人に納付したとしているが、市では過年度保険料の取扱いができず、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年ごろから 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年ごろから 63 年 3 月まで

昭和 60 年前後に、自宅に A 市役所の女性が来て、「このままでは年金がもらえなくなるので納めたほうがいい。」と言われ、約 18 万円を納めた。いつからいつまでの保険料を納めたかは分からず、領収書も失くしてしまったが、納付した分が社会保険庁の記録に反映されていない。納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から聴取しても、納付時期及び納付期間が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 60 年前後に A 市の職員に国民年金保険料を納付するよう勧められ保険料を納付したと主張しているが、同市が集金人による保険料の収納を開始したのは 63 年 10 月からであることが確認できる上、仮に申立人が保険料を納付したとする時期が 63 年 10 月以降であった場合でも、申立期間はすべて過年度保険料となり市では取扱いができないなど、申立内容には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月まで

国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間について加入及び納付の確認ができなかったと言われた。私の国民年金は、勤めていた会社が社会保険に加入するまで父が保険料を納付していたはずなので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と同居の家族は、申立期間の国民年金保険料について全額免除あるいは未納となっており、父が保険料を納付していたとの申立内容の信憑性は低い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は現在の基礎年金番号と同じ番号で、昭和 52 年 11 月に払い出されており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年12月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、昭和49年11月に隣人の勧めで国民年金に任意加入し保険料を納付したので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月に隣人の勧めで国民年金に加入し、保険料を近くの郵便局で納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を郵便局で行い、保険料については現金のみを持参して納付したと主張しているが、制度上、郵便局における加入手続及び現金のみの保険料納付はできず、当時、申立人が居住していた市では、郵便局における現年度保険料の納付ができなかったことも確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和50年11月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、その後何らかの理由によりその手帳記号番号が削除された形跡が見受けられ、50年11月には、申立人が夫の転勤による転居の準備をしていたため国民年金の加入手続をしたはずが無いとする申立人の主張を考慮すれば、当該国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、当時の隣人からは、申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで

社会保険事務所から、昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、48 年 4 月から厚生年金保険に切り替わる平成 9 年 8 月までの間、私の妻が夫婦二人分の保険料をまとめて銀行や郵便局で納付してきた。当時は景気も良く、添付した昭和 59 年分の所得税の確定申告書（控用）の写しにも社会保険料控除の金額が計上されており、保険料を納付しなかったはずがなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 59 年分の所得税の確定申告書（控用）の写しの社会保険料控除欄には、19 万 5,600 円と記載されているが、この金額は、59 年当時、申立人が加入していた国民健康保険組合の保険料の年額と完全に一致することから、当該金額に国民年金保険料は含まれていないものと認められる。

また、申立人夫婦の年金記録は、昭和 42 年の結婚以降、納付済期間及び未納期間が同一となっているが、54 か月に及ぶ申立期間に係る夫婦の保険料納付事実を示す形跡が、保険料を納付したとしているにもかかわらず見当たらないのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで

社会保険事務所から、昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、48 年 4 月から厚生年金保険に切り替わる平成 9 年 8 月までの間、私が夫婦二人分の保険料をまとめて銀行や郵便局で納付してきた。当時は景気も良く、添付した昭和 59 年分の所得税の確定申告書（控用）の写しにも社会保険料控除の金額が計上されており、保険料を納付しなかったはずがなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 59 年分の所得税の確定申告書（控用）の写しの社会保険料控除欄には、19 万 5,600 円と記載されているが、この金額は、59 年当時、申立人が加入していた国民健康保険組合の保険料の年額と完全に一致することから、当該金額に国民年金保険料は含まれていないものと認められる。

また、申立人夫婦の年金記録は、昭和 42 年の結婚以降、納付済期間及び未納期間が同一となっているが、54 か月に及ぶ申立期間に係る夫婦の保険料納付事実を示す形跡が、保険料を納付したとしているにもかかわらず見当たらないのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和44年4月から49年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時、妻が私の分も含めて一緒に納付しているはずであり、未納とされていることには納得できない。また、この期間、不在者扱いとされていることも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和44年9月に婚姻した後、一緒に国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、申立人の妻の年金手帳によると、昭和44年度印紙検認記録には検認印が押印されていることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、申立人の住所履歴によると、婚姻前に申立人の転居届が区役所に提出されたことは確認できるが、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳の加入記録によると、当該住所地において、婚姻後も申立人の国民年金の加入記録が記載されていないことから、申立期間に申立人の国民年金の加入手続はなされておらず、昭和50年4月まで不在者とされたものと考えられる。

さらに、申立人の昭和44年3月以降の検認記録は確認できないことや、申立人は、申立期間において、不在者とされていたため、45年7月以降の納付書が発行されていなかったことから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和46年5月から50年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。夫婦一緒に国民年金に加入した昭和46年は、子供が小学校に入学した時期であり、よく覚えている。保険料は、夫が私の分も含めて一緒に納付しているはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供が小学校に入学した昭和46年5月に、その夫と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫は、50年11月に49年5月1日を資格取得日とする手続が行われていたことが記録されていることから主張に齟齬がみられる。

また、申立人の資格取得日以前の期間は、国民年金の任意加入期間であったことから、昭和46年5月にさかのぼって加入することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は一度だけと述べており、申立期間以前に加入手続した形跡も無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

大学を卒業後に、父から年金手帳を見せられ、「お前の国民年金保険料を納付しておくからね。」と言われたが、私にはアルバイトの収入もあったため、自分で納付すると答えて手帳をもらい、それ以降、自分で納付してきた。私が学生だったときには、父が保険料を納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての状況が不明である。

また、申立人が父親から渡された国民年金手帳は申立人が大学を卒業した後に発行されており、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立人の1歳下の弟は大学生の任意加入期間中には国民年金に未加入であり、父親は弟の学生期間の保険料を納付しておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
昭和 53 年 2 月に事業を起こし、その後、経営は順調であった。資金は潤沢にあったので、資金が無くて保険料が未納になったとは考えられない。申立期間中はA市に居住し、国民年金保険料は銀行口座から引き落としで納付していたと思う。
申立期間の前後の保険料は納めているのに申立期間が未納とされていることに疑問を持ったので、申立てを行うが、何が何でも納めたと言い張る気持ちは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てでは口座振替で申立期間の国民年金保険料を納付していたとしていたが、その後、納付先、納付方法等についての記憶が無いとするなど、保険料納付についての主張が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）も無く、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間当時、同居していた元妻も、申立期間及び昭和 61 年 12 月から 62 年 1 月までの 2 か月間の保険料について、申立人と同様に未納とされている上に、元妻も、申立期間当時の保険料納付については、記憶が無いと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 52 年 2 月まで

昭和 49 年に地区の回覧板で国民年金の加入案内を見て、それまで国民年金には未加入であったが、同年 3 月に A 市役所 B 支所で加入手続を行った。国民年金保険料は、大型の茶封筒に入れて、自治会に納付していた。私自身も集金を行ったことがあり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、自治会に保険料を納付したと主張しているが、申立人がこれまで一冊しか所持していないとする国民年金手帳によると、申立人は、52 年 3 月 9 日に任意加入したものとされており、その時点以前の申立期間については国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月に払い出されており、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付の事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、当時、母親の勧めもあり、成人したら国民年金に加入するのは国民の義務であるという意識を持っていた。

加入手続や保険料の納付も含め、家事全般を母親に任せていたが、その母親に生活費や保険料など自分の収入のほとんどを毎月渡していた。20 歳からの国民年金保険料は、その中から母親が私の分と母親の分と一緒に納付してくれていたはずなので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも申立人自身は、加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親からもその状況を聴取できないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の両親は、申立期間及びその前後の期間において国民年金保険料の免除申請を行っており、母親と一緒に保険料を納付していたはずであるという申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人は、「母親は私が 20 歳（昭和 56 年 4 月に成人）の時に、私の国民年金加入手続を行い、その当時から私の保険料を納付していたはずである。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は 57 年 5 月 1 日であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年8月までの期間、48年11月から49年5月までの期間、52年4月から53年5月までの期間及び55年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年8月まで
② 昭和48年11月から49年5月まで
③ 昭和52年4月から53年5月まで
④ 昭和55年8月

国民年金保険料収納記録について照会したところ、未納となっている期間があることが分かった。領収証等の証拠はないが、何度か保険料を納付していたことは記憶にあり、厚生年金保険から国民年金への切替手続は毎回欠かさず行っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立期間①～④の当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和49年6月11日に任意加入しているため、この時点では、申立期間のうち、①の期間及び②の期間については納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が昭和49年6月に任意加入した際に交付された現在の国民年金手帳、社会保険庁保管のマイクロフィルム及びA市の被保険者台帳には、申立期間に国民年金に加入していたことを示す記載は確認できない。

加えて、申立期間のうち、④は加入^{びょう}手続を行わなかったと思うとしており、申立内容には、信憑性に欠ける点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和43年7月及び②49年5月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月
② 昭和49年5月から同年6月まで

申立期間①については、当時、母親から「未納期間があると後で困ることがあるので払いなさい」と言われたことを記憶しており、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったはずである。

また、申立期間②については、会社を退職後、自分で国民年金の加入手続をした記憶はないが、保険料を納付した記憶はある。

いずれの期間についても、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立期間②についても、申立人は、国民年金保険料を納付していたとしているものの、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時の納付に係る記憶も明確でないため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

さらに、国民年金手帳の払出しについて、氏名索引、手帳記号番号払出簿等の調査を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から54年5月まで
昭和48年2月に出産のため会社を退職し、健康保険は夫の扶養になったが、年金は国民年金に加入し保険料を納めたと思う。申立期間に係る領収書等の資料は無く、具体的な記憶も無いが、6年もの長期間にわたって未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及び申立人が当時居住していた町の被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも、昭和54年6月15日任意加入となっており、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその夫は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付については全く覚えておらず、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から42年12月まで

大学卒業後地元での就職を希望していたので、昭和43年1月に、母親から、「20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、代わりに国民年金保険料を納付してきた」と聞いており、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に母親（平成2年死亡）から「20歳から国民年金保険料を納めてきたので、後は自分で納めるように言われた」と説明しており、母親が納付した保険料額については覚えているものの、具体的な納付方法等は覚えておらず、当時母親から国民年金手帳を受け取った記憶も無い上、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出状況から昭和61年1月以降に払い出されたと推測され、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間直後及びその後も未納期間が散見され、保険料納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで
昭和47年に、役場から未納の期間がありさかのぼって納付できる旨の連絡を受け、妻が一括で5年分の保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、一括納付したとする国民年金保険料額については全く覚えていないと説明しており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している昭和47年は、第1回目の特例納付（実施時期は45年7月から47年6月まで）の最終年であることから、一括納付したとの主張は不自然ではないものの、申立人及びその妻は、納付期間、納付場所等、当時の状況についての記憶が曖昧であり、申立人が主張する保険料の一括納付があったと認定するまでの確証を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年5月まで
昭和50年1月にA町に転入した際に国民年金に加入し、後日送付された納付書により保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年1月14日であり、これを基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間当時の国民年金加入手続に係る記憶は曖昧^{あいまい}で、届出書類を記入することなく加入手続が行われたとするのは不合理であり、国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間の加入状況が不明確であり、さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年10月まで

私は、平成元年8月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を郵便局で納付した記憶がある。

申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い。

また、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した平成元年に国民年金の加入手続を行うとともに3か月分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は平成7年11月に払い出されており、さらに、申立期間に係る申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も8年1月に行われている。

加えて、申立期間について別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金と同時に加入したと主張する国民健康保険については未加入であった(申立期間に係る健康保険は社会保険の任意継続)ことから、申立期間当時の記憶は不明確であり、平成元年に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明内容には不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 59 年 4 月まで
私が 20 歳になった時に、母親が年金手帳を持参して国民年金の加入手続をし、その後、役場から委託を受けた近所の人に、母親が私を含め父母と 3 人分の国民年金保険料を納めたと思う。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 8 月 25 日に国民年金に加入し、そのころ国民年金手帳の払出しを受けたと推定され、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得年月日も同日とされている。また、20 歳にさかのぼって加入した形跡は見付からず、未加入とされている申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った当時の記憶は曖昧で、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から55年12月まで
私は、昭和53年12月に厚生年金保険を資格喪失後、国民年金に加入した。月々（一部は一括で）、保険料を納めたのに未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月に厚生年金保険の資格喪失後、国民年金に加入し、月々（一部は一括で）、納付したはずと主張しているが、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った当時の記憶は曖昧で、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月に払い出されているが、その時点で申立期間は時効であり、56年1月から57年3月までの保険料が58年4月ごろに一括納付されていることから、申立人は、国民年金加入手続を行った時点で納付可能であった期間について過年度納付を行ったと考えられる。

さらに、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

静岡国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私が20歳になる3か月前に父親（故人）の勤務先が火災に遭った。

母親は私が20歳になったのを機に私の国民年金保険料を払い始めたが、火災の直後であったため、時期に間違いは無いと母親は話している。

加入手続、保険料の納付については、母親が行っていたと思うが、資料等はなく、母親の記憶のみが頼りである。

父親がしっかりしていたこともあり、母親は、国民年金制度が施行された昭和36年4月から、国民年金に任意加入し、毎年、未納とすることなく保険料を納付してきた。私に関しては、強制加入期間であったので、納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、昭和44年4月から国民年金保険料の納付が始まっており、申立人が居住する市が保存する被保険者名簿では、申立人は、45年3月ごろ、国民年金の加入手続を行ったこととされていることから、その際、現年度分として、44年4月までさかのぼって納付したことがうかがわれる。また、45年3月の時点では、申立期間の一部は時効であり納付できない期間であり、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、自らの国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親は、申立人に係る加入手続及び保険料の納付を行った記憶が明確には無く、最終的には、夫（申立人の父親）が、これらを行っていたのではないかと、意見を変更するに至っており、その夫も既に死亡していることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付の

状況が不明である。

加えて、申立期間中の申立人の保険料の納付を裏付ける関連資料は無く、申立人及びその母親が主張する申立人の父親の職業や、しっかりしていたとする性格のみをもって、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付まで行っていたと判断することも困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 12 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 62 年 9 月まで

昭和 57 年 4 月に転居した後、しばらくして、社会保険事務所から加入勧誘の郵便物が送られたのがきっかけで、社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をした。

その後、市内の銀行等で国民年金保険料を納付していた記憶があり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 12 月 21 日に払い出されており、昭和 57 年以降、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、社会保険庁の年金記録では、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料収納状況の記載欄に、この期間分について、過年度納付を行っていたことを表す「現」が記されており、国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年 12 月の時点で時効前であった 62 年 10 月までさかのぼって、それ以降の国民年金保険料を納付したとみるのが自然である。

さらに、申立人は、社会保険事務所から加入勧誘の郵便物が送られたことをきっかけに、社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をしたと主張しているが、昭和 57 年当時、当該社会保険事務所では、加入勧奨を行っておらず、また、社会保険事務所では、直接、加入手続を受け付けることができないので、市町村の窓口へ行くように教示していたとのことであり、申立人の主張には

^{そこ}齟齬も認められる。

このほか、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 10 月から 61 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 61 年 2 月まで

市役所で国民年金の加入手続をし、口座引き落としで国民年金保険料を納付していたと思う。領収書等は定期的に処分しているため、手元に無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録（マイクロフィルム）、市の国民年金被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳のいずれについても、申立期間は国民年金未加入期間となっており、また、申立期間①及び②は共に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であるが、申立人は厚生年金保険を資格喪失した際に、国民年金の加入手続を行った記憶が無いことから、申立期間当時に申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、国民年金保険料納付時に利用していた銀行の取引内容等も現在確認できないなど、申立期間当時の納付状況が不明である。

加えて、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月については、国民年金保険料の納付済期間として記録されており、また、61 年 2 月については、厚生年金保険加入期間であるが、当該期間に重複して保険料を納付したことはうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、既に納付済みと記録されている昭和 53 年 1 月を除き、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年3月まで
昭和61年末に市役所から電話があり、「今、保険料を納付すれば、将来、年金を満額もらえるので納付するように」と勧められ、教えられた金額(25万円以上)を銀行から引き出し、市役所窓口において一括で納めた記憶があるが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無い。また、申立人は当初、昭和58年4月から60年6月までの期間について第3号被保険者であったと主張していたが、同制度が施行されたのは61年4月からであることから、昭和59年度から保険料を納付していたとの主張に変えたものであり、申立人の国民年金への加入状況に関する供述や申立期間等に関する申立内容は変遷するなど、申立期間当時の記憶が曖昧なため、保険料の納付状況が明確でない。

さらに、昭和61年末に、市役所から連絡を受け、昭和59年度から61年度までの国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、59年4月から60年6月までは任意加入の対象となる期間であり、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、60年7月から61年3月までの保険料は過年度分であるため、市役所で納付することはできないなど、合理性を欠くものとなっているが、これらを否定するような周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合

的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

申立期間中は、国民年金保険料を、役場か、地区の人が集金に来たときに支払っていた。婚姻後は、妻が領収書等を管理していたが、当時は、婚姻前だったので、支払を証明できる書類は残っていない。

支払っていた金額等は、はっきり覚えていないが、税金等はきちんと支払っていたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた市の被保険者名簿には、「49.9.20 受付」との記載があり、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出日とほぼ一致していること、及び申立人に対して、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が認められないことから、申立人は、この日に初めて国民年金に加入したものとみられる。また、この時点で加入したとすると、申立期間の一部の期間分の国民年金保険料は、過年度納付となるため、役場や地区の集金では納付することができず、それ以外の期間分については、時効を経過しているため、申立人が国民年金に加入したとみられる時期に実施されていた特例納付を利用するしか納付することができなかったことになるが、申立人には、過年度納付や特例納付として一括で保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことがうかがわれる客観的な関連資料等はなく、申立人は、国民年金加入手続、保険料の納付状況とも具体的に記憶していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から42年3月まで
社会保険事務所へ昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料の納付について照会したところ、納付の事実が無い旨の回答をもらった。
領収書等はないが、申立期間以降一度も未納はない。国民年金保険料は母親が集金人へ支払っていた。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、当時、国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親は既に亡くなっているため、その納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間は、国民年金手帳記号番号の払出記録から判断すると、過年度納付によらなければ納付できない期間であることから、過年度納付を取り扱わない集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の申立内容に矛盾することとなり、払出日である昭和42年10月17日の2日後に同年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることから、申立人は現年度分の保険料より納付したと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年8月まで

平成4年4月30日にA市に転居したとき、国民年金に加入していなかったため、同年4月から同年8月ごろ母親がB市役所で加入手続をした。その時2年分さかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、区役所と社会保険事務所の納付書で支払った。2年分さかのぼって納付したのに、平成2年4月から4年8月までの期間が未納になっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年に国民年金の加入手続をしたと主張するが、国民年金手帳記号番号の払出日から加入手続が行われたのは6年10月ごろと考えられ、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、加入手続を行った申立人の母親が、手続を行った時からさかのぼって2年分の国民年金保険料を納付したとの申立てについては、払出日後の平成7年に2年分の過年度納付が確認できることから、これとの記憶誤りであることがうかがわれる。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時、B市に住所を移したことは無いことから、住所地でないB市で申立人の母親が国民年金の加入手続をしたとの申立ては不合理であり、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年2月までの期間及び41年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年2月まで
② 昭和41年2月から昭和45年3月まで

申立期間については、母親が「これは国民の義務だから」と言い国民年金保険料を払ってくれていたはずである。また、昭和42年12月に結婚したが、結婚後もしばらくは母親が払ってくれていたと思う。なお、59歳当時から調査を訴えてきたが実施されていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料について、母親が代わりに支払っていたはずと申し立てていた。その後、昭和36年4月から36年12月までの期間（9か月）及び37年3月から41年1月までの期間（47か月）の厚生年金保険の加入記録が確認され、この間の国民年金の加入が不可能であることが判明したものの、引き続きこれらの期間を除く期間について納付したと申し立てている。

申立人が保険料を代わって納付してくれていたとする母親について、その納付状況をみると、国民年金制度発足時から満60歳に到達するまでの期間について完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年4月の時点では、申立期間のうち①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②についてみると、記録上申立人の保険料納付は昭和45年4月からとなっている。申立人の妻の国民年金手帳記号番号は45年9月

に払い出され、同時に同年4月分から保険料が納付されたことが確認できるものの、申立期間当時、申立人の母親が申立人に代わって納付していたことを示す事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年2月までの期間及び47年10月から52年夏ごろまでの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年2月まで
② 昭和47年10月から52年夏ごろまで

社会保険庁の記録では、昭和43年8月から44年2月までが未加入期間とされているが、20歳になった時、学生であったが加入手続をして保険料を納めたように思う。また、47年10月から同年12月までが未納、48年1月から54年1月までが未加入期間とされているが、47年7月に資格取得後、サラリーマンの妻が任意加入であることを知り、54年2月に再取得するまでの間に2～3年間はやめていた時期はあるが、47年10月から52年夏ごろまでは納付していたように思う。

第3 委員会の判断の理由

- 1、申立人の年金手帳については、申立人が20歳に達した時点でA市が職権に基づき交付したことが確認できる。しかし、同市では、学生であり強制加入の対象者でないことが判明した場合に取消処理をしていたとしており、同市が国民年金加入者について作成していた被保険者名簿によれば、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号は取消処理されたことが確認でき、昭和43年8月から44年2月までについては、保険料を納付することができない期間となっている。
- 2、次に、申立人が納付を主張している昭和47年10月から同年12月までについては、これに近接する47年7月から同年9月までの3か月分について、申立人所持のB市発行の年金手帳の検認印に基づき未納から納付へと記録の訂正が行われている。これは、B市の処理手続において、A市発行の国民年金手帳記号番号が取り消されていることの確認が不十分

なまま、B市発行の記号番号をいったん取り消してしまったことによる
手続上の過誤に起因するものである。

この過誤は既に訂正されているが、この期間に続く昭和47年10月か
ら同年12月までの分については、申立人所持の年金手帳には検認印が押
されていないことが確認できるほか、別の年金手帳の存在をうかがわせ
る事情も見当たらない。

- 3、さらに、申立人は、これに継続した昭和48年1月から52年夏ごろま
での納付を主張しているが、B市が保管している申立人に係る喪失申出
書によれば、48年1月17日付けで加入資格を喪失する内容の申出が確認
でき、当該書面には、本人からの申出がなければ記入し得ない事実（夫
の共済組合員証の番号）が記載されている。
- 4、その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から55年12月まで

昭和50年ごろ、勤務先には厚生年金保険制度は無く、農繁期に仕事を辞めていた時期もあったが、国民年金保険料は納めていなかった。

そのころ、養父は、「皆が納めているのだから世間に合わせた方がよい」とのことで、昭和45年1月から55年12月までの国民年金保険料として養母が15万円から20万円を地元の金融機関に納めたと聞いているが、社会保険庁の記録では未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月29日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち54年12月以前の期間は、時効により国民年金保険料は納めることができない期間であるとともに、申立人の旧姓を含めて複数の呼び名で氏名を検索したが該当者はおらず、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その養母が地元の金融機関で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、当時、当該金融機関は国の収納代理金融機関に指定されておらず、過年度の国民年金保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は、その養母が申立人の国民年金保険料をまとめて納付したと主張していたが、申立人は、面談時に「納めた国民年金保険料の期間がはっきりしないので、確認申立書に幅を持たせて記入した。金額も幅を持たせて記入しており、実際は10万円ぐらいいであったと思う」と申立内容を変更するなど、申立人の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から53年3月まで

母親が民生委員をしていた時に、国民年金保険料の集金人の勧めで、国民年金の加入手続を行った。その時に最後の特例納付のことを聞き、父親が弟の分を含めた額を役場へ持って行った。金額は、20数万円だったと記憶している。また、特例納付以降の国民年金保険料は、集金人に支払っていたので、申立期間の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、母親が民生委員をしていた時に国民年金に加入し、その時に最後の特例納付制度のことを聞き、父親が役場で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に、実弟と連番で払い出されており、加入手続をした時には母親は民生委員をしておらず、同役場では特例納付の保険料収納は取り扱っていなかったことが確認できる。

さらに、最後の特例納付制度の保険料金額については、申立人の父親が納付したとする金額と大きく相違していることなど、申立内容には不合理な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 50 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 43 年 6 月から 50 年 3 月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

自営（食料品店）をしていたため 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納めていた。毎年、所得税の申告の時に保険料の金額を控除してもらっていた。母と一緒に納めており、母の納付記録はあるので、私の納付記録も確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について毎月地域での集金により納付していたと申し立てているが、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、保険料の金額や集金により納付をしていた時期について記憶していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 2 月 3 日に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人は、過年度納付及び特例納付をしたことは無いと主張しているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 7 月に国民年金に任意加入し、当初（1 年から 2 年ぐら
い）は子供会の集金で保険料を納付していたが、その後、夫名義の通帳か
ら口座振替により納付するようになった。

毎年、通帳をチェックしながら確定申告の申告書を作成し、社会保険料
控除として計上していたはずであり、申立期間が未納となっていることは
納得できない。なお、申告書等の資料は現存しない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主
張しているが、市役所の資料によると、昭和 63 年 5 月から口座振替による納
付を行っており、申立期間中は口座振替による納付を行っていなかったこと
が確認できる。

また、同市役所における口座振替制度は、昭和 62 年 4 月から開始されてい
ることが確認でき、申立人が国民年金に任意加入したのは 52 年 9 月ごろと考
えられることから、申立人の「任意加入した当初 1 年から 2 年以外は口座振
替で納付していた」という主張と矛盾する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は口座振替により納
付を行った昭和 63 年 5 月以前の納付方法を記憶していないなど、申立人の国
民年金保険料の納付についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人は国民年金保険料を滞納したことはないと主張しているも
のの、昭和 63 年 12 月 8 日に申立期間に係る過年度納付書が社会保険庁から
送付されていることが確認でき、申立人の主張には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

和歌山国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成3年3月まで

学生は任意加入ということを知っていたが、老後の年金額の条件をよくするために母親が納付していたはずであり未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続をしたとする母親は、市役所に行った記憶がなく、市役所から納付書と加入勧奨のような文書が送付されてきたので手続を行ったと主張しているが、当時、市役所では20歳になった人に対し加入勧奨の文書は送付していなかったということが確認できる。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年4月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間について、被保険者記録照会回答票では国民年金保険料が未納となっているが、国民年金手帳の昭和 42 年度「国民年金印紙検認記録」と「国民年金印紙検認台紙」（切り離し済み）との間に契印の跡があるので、国民年金保険料を納付していたことになると思う。

また、申立期間について、社会保険庁の記録では、妻の国民年金保険料は納付済みと記録されているのに、私は未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその妻に聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧である。

また、申立人が納付を裏付ける関連資料であると主張する国民年金手帳の契印の跡は、国民年金手帳が市町村に提出された年度より前の年度に係る国民年金印紙検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に、検認印により切取線上に契印を押したものであり、国民年金保険料の領収を示すものではない。

さらに、申立期間について、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、これは、申立人の妻が自身の国民年金保険料を、昭和 49 年 8 月に特例納付をしたことによるもので、申立人の妻には、この時に申立人の国民年金保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人は、申立期間が未納となっているほかにも国民年金の強制加入対象期間でありながら未加入となっている期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 7 月以降国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。58 年ごろ自宅を新築購入した前後で家計が苦しく、支払えない時期はあったが、市役所から納付書がきてまとめて支払った。その後も、口座振替にして支払ってきたので、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、保険料の支払いを中断するために市役所で手続したとの記憶はあるが、その後の国民年金加入手続、保険料の納付について具体的な記憶が無く、申立人の国民年金手帳には、資格喪失日「昭和 59 年 10 月 1 日」、資格取得日「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、未加入期間である申立期間について、保険料を納付しているとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて支払った後、口座振替にしたと主張しているが、申立人が口座振替を開始したのは、金融機関の記録により昭和 62 年 4 月からであると確認できるとともに、申立人は、昭和 61 年度の国民年金保険料を 62 年 2 月及び同年 3 月にまとめて支払っていることから、申立人の記憶にある、まとめて支払った保険料は、61 年度分であると推定できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 6 月まで

昭和 47 年 3 月に夫が国民年金加入手続を行った際、私の手続も同時に行い、その後、夫が二人分の保険料を併せて納付してきた。夫の同月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金手帳交付年月日が昭和 49 年 7 月 19 日と記載されているが、申立人の夫の国民年金の資格取得は 47 年 3 月 20 日であり、国民年金手帳記号番号払出簿においても、二人の番号は連続又は近接していないことが判明したことから、申立人の夫が同時に手続を行ったとの申立ては矛盾している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得年月日も昭和 49 年 7 月 1 日とされており、国民年金被保険者台帳において、49 年 6 月分の欄に「この月まで納不用」の記載があること、「手帳交付以降に遡^{そきゅう}及納付したことはない」と申立人が説明していることから、申立期間について遡^{そきゅう}及納付されたとは考えられない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実はなく、ほかに申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から同年11月まで

昭和50年8月にA市区町村に帰ってきた時に、夫婦で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金については保険料の免除申請も行ったことから、記録が無いことに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料の免除を受けていたことを示す関連資料は無く、免除を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料は、国民年金加入手続と同時に夫婦二人分の免除申請手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、二人の手帳記号番号は連番で、払出日は昭和55年10月以降と推測され、申立期間については、制度上、さかのぼって免除申請できない期間である。

さらに、昭和50年8月以降現在まで、A市区町村外への住所異動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は、最初に国民年金の加入手続を行ったと主張する50年8月の時には、国民年金手帳の交付は無かったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
昭和 62 年 4 月に市役所の職員が訪ねて来た際、国民年金の加入の手続をし、国民年金保険料を一括で納付をした。全額払ったので未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月に払い出されている。

また、市町村の国民年金収納簿における申立人の記録は平成元年度から存在し、申立人は、平成元年 5 月に同年 4 月及び 5 月の国民年金保険料を納付しており、以降は毎月、当月中に納付していることが確認できることから、申立人は元年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で時効となっておらず、納付可能であった昭和 62 年 4 月から元年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したと考えられ、申立人が一括で納付したとする額と過年度保険料の合計額は、ほぼ一致している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続を行った時期ははっきりしないと述べていることから、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする時期を誤認している可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

香川国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年8月まで

昭和50年、市役所の職員2名が店に来たとき、申立期間の国民年金保険料をその場で納付した。

申立期間から後の納付できる期間の保険料と夫の保険料については、加入期間と納付金額を明細書に書いてもらい、後日市役所へ納めに行った。

加入期間が昭和43年9月からと年金手帳に記載されていたことは、最近まで知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に市役所職員が申立人宅を訪問し、申立期間の国民年金保険料を納付した際、申立人自身が手元にあった封筒にその旨を事跡として封筒表面に記入した上、市役所職員から交付された加入期間と納付金額を記載した明細書を当該封筒に入れていた（明細書は平成13年以降に紛失）と主張しているが、封筒は平成9年から10年ごろのものであり当時のものではなく、封筒に書かれた期間と申立期間が相違することから、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料とは認められない。

また、そのほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、国民年金加入手続についての申立人の記憶は不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の一部については、申立人の夫が厚生年金保険加入中のため任意加入となるべき期間であり、さかのぼっての国民年金加入手続及び特例納付をすることができない期間が含まれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 62 年 3 月まで

昭和 51 年 5 月から 62 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが納得できない。

昭和 51 年 5 月から 10 年間の国民年金保険料が未納であるとの指摘を受け分割で支払うこととし、毎月、延べ 3 人分の保険料（夫婦の現年度保険料及び私の過年度保険料）を支払っていた。

保険料は、毎月、自宅に集金に来ていた女性に渡しており、延べ 3 人分の保険料として 1 万円を超える金額を納付していた。

国民年金保険料は、すべて結婚（昭和 57 年 11 月）後の昭和 60 年ごろから納付を始めたが、いつごろまで自宅で納めていたかは覚えていない。

なお、20 歳のころは納付していなかったし、免除制度も利用していなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号の払出日から判断して、国民年金への加入手続が行われたのは、平成元年 7 月ごろだと思われることから、払出しの時点で、申立期間の大部分が時効により納付できない期間となっており、また、この時期は特例納付できる時期でもなかった。

また、申立人は、「昭和 60 年ごろから国民年金保険料の納付を始め、毎月、延べ 3 人分の保険料として 1 万円以上を支払っていた。」と主張しているが、当時の保険料額と主張している金額が相違している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から48年2月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和44年8月から48年2月までの期間について未加入であるとの回答をもらったが納付できない。

詳細には記憶していないが、昭和44年当時は、自治会の女性の方が自宅に集金に来ていたので、400円程度、渡していたと思う。

また、昭和46年当時は、夫婦で一緒に納付していた。

当時、自営業を営んでいたが、国民年金保険料を納付していないと米の購入に支障をきたすと言われていた。

40年くらい前のことで、記憶が不鮮明で思い出せないことや、記憶違いのこともあると思うが、自分ではほとんどの期間、国民年金保険料を納付していると思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当初の国民年金加入手続について、申立人の記憶は不明確であり、国民年金加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻にも未納期間が見受けられるなど、国民年金保険料納付に関して、積極的な意志が感じられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料が未納であるとの回答をもらったが納付できない。

昭和36年春ごろ、隣組の会長に勧められて国民年金に加入し、保険料については、私が会長宅に持参するか、会長が自宅に集金に来るかして、前夫と二人分を一緒に納付していた。

当時の納付額は100円から150円だったと記憶している。

世話していた会長は、帳面に保険料の徴収状況を記録していたが、領収書もらったことはない。

前夫は死亡し、娘も子供であったので、申立期間における納付を証明できる人はいないが、納付していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点（昭和38年3月）においては、36年4月から37年3月までは過年度保険料となることから、集金組織による集金はできなかったものと考えられる。

さらに、昭和37年4月から38年3月までは現年度納付となり、37年4月にさかのぼり一括で納付する必要があるため、毎月定期的に自宅に集金に来て、国民年金保険料を納付していたという申立内容と相違しているとともに、申立人の前夫についても申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案41

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

結婚するまでは、国民年金保険料を納付していなかったと思うが、夫は20歳から国民年金保険料を納付していたので、昭和58年10月に結婚して国民年金の加入手続を行い、夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと記憶している。記憶と国民年金の納付記録が違うことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無い。

また、申立人は結婚してすぐに、国民年金の加入手続をし、その夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月24日に払い出されており、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころに加入手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫の納付記録によれば、昭和60年5月以降の国民年金保険料については、すべて同一の日に納付しているが、同年4月の国民年金保険料の納付日は相違しており、同年4月に国民年金の加入手続を行い、納付を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案42

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年4月まで

申立期間当時はA県B市に住んでおり、市役所から送られてくる国民年金保険料の納付書を毎月市役所の窓口へ持参して納付していた。

昭和44年、C町に転居する際に領収書を1枚だけ持ち帰っていたのでその領収書を役場へ持って行き、国民年金の手続きをしたと記憶している。領収書は返してくれなかったと思う。残りの領収書は引っ越しの時に処分したので残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、市から送付される納付書（12枚綴り）により納付していたと主張しているが、B市では、昭和42年3月までは市の職員が戸別訪問により集金し、42年4月からは3か月分を1期として年4期に分けた納付書で市の指定金融機関で納付する方式であったとしており、申立人の主張と矛盾する。

さらに、B市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が初めて国民年金に加入したのは、C町に転居した後で、資格取得年月日は昭和44年5月1日とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案43

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月

昭和50年3月にA市よりB市に帰ってきた。国民年金の任意加入被保険者であった母が、町内会の集金で自分の分と合わせて納付してくれていた。

領収書等の資料は残っていないが、1か月だけ未納とされているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料の納付をしていたとされる母親からその状況を聴取しても、具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和50年6月11日とされているが、この時点では、申立期間は過年度分となり、申立人が主張する地区の納付組織を通じた納付はできず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案44

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年11月まで
昭和36年頃、近くに住んでいたAさん(死去)が、毎月か数か月に1回
集金に来てくれて、100円くらいを納付していた。
未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であるとともに、申立人の妻は、申立期間について未加入となっている。

また、申立人が集金に来てくれたと主張する隣人が、申立期間当時、国民年金保険料の集金を行っていたことを示す資料は無く、当該隣人が申立人の国民年金保険料を集金していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳に記載されている記号は、B社会保険事務所における払出しを示していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同社会保険事務所が設置された昭和58年2月以降に払い出されたものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 9 月までの期間及び 38 年 3 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 9 月まで
② 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで

地区の集金係（集金人）が自宅に集金に来て、親が姉の国民年金保険料と私の国民年金保険料を一緒に二人分を納付していた。親が姉の国民年金保険料だけを納付して、私の分を納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続や納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳が発行された昭和 40 年 8 月の時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その兄の妻と連番で払い出されており、二人とも昭和 40 年 4 月から国民年金保険料が納付されていることから、それ以前については、申立人の加入手続が行われていなかった可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
年金受給額が自分で計算した金額と異なっていたため、社会保険事務所
所で確認したところ、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間が未納に
なっていることが分かった。
支払に困った時は必ず免除申請していたし、申立期間については納
付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から聴取しても、納付金額や納付方法についての記憶も明確でなく、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料は毎月納付していた記憶があり、まとめて納付したことはないと主張しているが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が同市に転入した昭和 52 年度から申立期間直前の 56 年度までの期間の大半の国民年金保険料は、14 回にわたり、3 か月分、6 か月分等複数月分をまとめて過年度納付されていることが確認できるなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、昭和 58 年度分の国民年金保険料については申請免除となっており、申請免除は前年度の収入に基づき決定されることを踏まえると、申立期間当時は収入が少なく申立期間の国民年金保険料を納付した可能性は低いと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 42 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、母が国民年金の加入手続を行い、その後は母が毎月近くの市役所支所で国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の納付を証明するものは何も無いが、間違いなく納付していたものと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、申立人が国民年金に加入していたことは確認できず、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市では、申立期間当時、納付組織により国民年金保険料を収納していたことが確認でき、市役所支所で、母親が毎月納付していたとの申立人の主張には、不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続や納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年4月までの期間、44年8月から同年12月までの期間、47年7月から51年8月までの期間及び52年2月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年4月まで
② 昭和44年8月から同年12月まで
③ 昭和47年7月から51年8月まで
④ 昭和52年2月から53年6月まで

私は昭和53年ごろ、知人から、国民年金保険料をさかのぼって支払うことができることを聞いた。

その後、市役所から特例納付の通知が送られてきたため、市役所で手続を行い、また、特例納付した時には、「これで全額納めていただきました。」との返事を得たにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が特例納付の説明を聞いたと主張する知人からも申立てを裏付ける証言が得られなかったほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期が明確でなく、特例納付したと主張しているものの、申立金額（約20万円）が当時の保険料額（59万2,000円）と大きく異なっているほか、申立期間直後の昭和53年7月から58年3月までの期間については、当時、申請免除となっていたものと認められることから、当時、申立人が国民年金保険料を特例納付で一括納付

じたとは考えにくい。

さらに、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間は、特例納付が可能だった期間ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から同年 12 月までの期間、47 年 7 月から 51 年 8 月までの期間及び 52 年 2 月から 53 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 47 年 7 月から 51 年 8 月まで
③ 昭和 52 年 2 月から 53 年 6 月まで

私は昭和 53 年ごろ、知人から、国民年金保険料をさかのぼって支払うことができることを聞いた。

その後、市役所から特例納付の通知が送られてきたため、市役所で手続を行い、また、特例納付した時には、「これで全額納めていただきました。」との返事を得たにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が特例納付の説明を聞いたと主張する知人からも申立てを裏付ける証言が得られなかったほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期が明確でなく、特例納付したと主張しているものの、申立金額（約 20 万円）が当時の保険料額（59 万 2,000 円）と大きく異なっているほか、申立期間直後の昭和 53 年 7 月から 58 年 3 月までの期間については、当時、申請免除となっていたものと認められることから、当時、申立人が国民年金保険料を特例納付で一括納付したとは考えにくい。

さらに、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間は、特例納

付が可能だった期間ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
社会保険庁の記録では、昭和39年から保険料を払い始めたようになっているが、この年はA市に転入した年で、実際には、48年に、33年から48年までの分を一括で支払った。

金額ははっきりしないが15万円ぐらいであったと記憶しており、夫(8年前に死亡)の分と併せて30万円を払った記憶がある。

納付場所は市役所か自宅(集金に来てもらった)かどちらかだと思う。

その時、まとめて払い、その後もずっと払っているのに昭和48年の6か月のみ未納というのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に、申立期間を含む33年から48年までの分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、48年は特例納付の実施時期ではなく、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の被保険者台帳の記録から、昭和50年12月に、36年4月から48年3月までの分を特例納付により、また、48年10月から50年3月までの分を過年度納付したことが確認できるが、申立期間については、当時、特例納付することができない期間であるとともに、過年度納付することもできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。

家業を継ぐようになった22歳ごろに、市役所から勧められて過去の保険料10万円前後を母親が納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当時、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、実質的に納付をしたとされる申立人の母親についても、保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の記載により、申立人の手帳記号番号は職権適用により払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和59年度分の国民年金保険料を前納により納付していることが確認でき、この金額が7万2,840円であることから、これを申立期間分の保険料額と誤解している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

国民年金保険料は、妻がいつも二人分を一緒に金融機関で納付していた。妻の保険料は、すべて納付済みとなっているのに自分の分だけ6か月の未納があるのは納付できない。昭和47年4月以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金保険料を二人分一緒に納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金保険料領収証書及び市役所が保管する年金被保険者名簿の納付記録から、妻と一緒に納付していたことが確認できるのは、昭和51年4月以降である。

また、社会保険庁及び市役所の記録によれば、申立人の国民年金への加入手続は昭和50年8月12日に行われ、47年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年11月12日に特例納付していることが確認できるが、申立期間である48年4月以降については、特例納付できなかった期間である。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料の領収書によれば、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を50年11月12日に郵便局で過年度納付していることが確認できるものの、48年7月から同年9月までの保険料相当額が51年3月9日に還付されていることが社会保険庁及び市役所の記録で確認でき、時効により納付できない期間について国民年金保険料を納付したために、当該保険料が還付されたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、昭和46年又は47年の秋ごろ、地区の納入組合長であったA氏（故人）の指導により、国民年金保険料として約3万6,000円をA氏に納付した記憶がある。

A氏からは、領収書等もらった記憶がないが、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年1月時点で、申立期間の一部は、時効により納付できない期間である。

また、昭和47年6月末までは特例納付できる期間であるものの、地区の納入組合長に納付した時期が明確でなく、一括納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額と大きく異なっている。

さらに、B市役所に確認したところ、特例納付及び過年度納付の保険料については、当時、納付組織では取り扱わなかった旨の回答が得られている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月まで
昭和 60 年 10 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料は、母親が納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に A 町で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 2 月時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年 2 月に A 町において、昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月までの申立人に係る現年度分の国民年金保険料を、一括して納付しているが、平成 2 年 3 月に、昭和 63 年 1 月から 3 月までの過年度分の国民年金保険料を納付しており、その時点において、遡^{そきゆう}及して保険料納付できる期間のみ納付したことが納付記録より確認でき、申立期間については、納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、当時訪ねてきた納付組合の人の勧めもあり国民年金保険に加入した。申立期間当時、国民年金保険料は組合の集金人や市役所へ納付した記憶があるので、未納とされていることには納得できない。

なお、国民年金保険料が未納とされていることは、平成 10 年 5 月の年金裁定（特別支給の老齢厚生年金）請求時に、社会保険事務所の説明で初めて分かったものであり、私は事務所職員に対し、納付したはずである旨申し立てたものの、既に時効であるなどとして聞き入れてもらえなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が保管している国民年金手帳において、昭和 44 年度から 47 年度までの期間は、申立期間を除く 42 か月は印紙検認印の押印又は領収書の貼付があるが、申立期間のみ、これら押印や領収書の貼付が無い。

さらに、申立人の国民年金の納付状況を見ると、申立期間前後の昭和 44 年 6 月から 49 年 5 月までは、過年度納付や納付期限を遅れて現年度納付しているものが、多数散見されるなど、定期的な納付が行われていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時、集金に来る納入組合の班長に、両親が私の税金、国民健康保険税及び国民年金保険料を一緒に納めていた記憶がある。納入組合加入者は全員納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、納入組合加入者が全員納付していたはずと主張しているが、当時、同じ国民年金保険料納入組合加入者の中で、納付状況を確認できた二人については、申立人と同様に申立期間についての保険料が未納となっており、昭和 38 年から納付済みとされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

昭和50年ごろ、A市役所で手続した際、20歳からの保険料を^{さかのぼ}遡って納付することができると言われ、保険料を一括で納付した。納付額や納付期間は今となっては覚えていないが、確かに納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、交付年月日が昭和53年2月2日と記載されており、申立人の国民年金への加入手続は、交付年月日直前の時期に行われたと推測され、手帳交付日時点で納付可能だった50年度から52年度までの国民年金保険料は納付されていることが確認できるが、それよりも^{さかのぼ}遡った期間である申立期間については、時効により納付することはできない期間である。

また、申立人は、別の国民年金手帳を所持しておらず、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付等についての記憶は曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、市役所からの未納通知文書に基づき、市役所の窓口で、夫婦二人分の保険料（合計 16～17 万円）を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻の国民年金保険料も、申立期間については未納となっている。

また、申立人が納付したと申し立てている国民年金保険料の金額は当時の保険料額と大きく乖離している点、市役所で納付することができない過年度分も含めて市役所の窓口で国民年金保険料を一括納付したと申し立てている点など、申立人の申立内容には不自然な点が散見される。さらに、申立人は、国民健康保険に加入していたと申し立てているが、国民健康保険の加入歴が無いことが市役所で確認できる。

加えて、申立人には、申立期間以外にも三つの期間で、合計 7 か月の未加入期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和52年1月から53年3月については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、市役所からの未納通知文書に基づき、市役所の窓口で、夫婦二人分の保険料(合計16~17万円)を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の夫の国民年金保険料も、申立期間については未納となっている。

また、申立人が納付したと申し立てている国民年金保険料の金額は当時の保険料額と大きく乖離している点、市役所で納付することができない過年度分も含めて市役所の窓口で国民年金保険料を一括納付したと申し立てている点など、申立人の申立内容には不自然な点が散見される。さらに、申立人は、国民健康保険に加入していたと申し立てているが、国民健康保険の加入歴が無いことを市役所で確認できる。

加えて、申立人は、申立期間以外にも四つの期間で、合計17か月の未加入期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の、昭和36年4月から同年6月までの期間、36年12月から37年4月までの期間、37年6月、41年5月及び同年6月、44年1月から45年1月までの期間並びに45年5月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和36年12月から37年4月まで
③ 昭和37年6月
④ 昭和41年5月及び同年6月
⑤ 昭和44年1月から45年1月まで
⑥ 昭和45年5月から47年2月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、すべて納付してきた。

申立期間①から⑤までについては、A県B市役所において母親が納付していたはずであり、⑥については、C県D市役所において自分で納付した。特に、昭和44年1月は、交通事故後に通院していた時期で、諸手続を母親が行っており、国民健康保険の手続も母親がA県B市役所で行った。そのような場合は、市の国民健康保険係は国民年金係を案内するはずであり、国の決めたことは確実に履行する母なので、国民年金保険料も必ず納付していたはずである。

また、弟の国民年金保険料についても母親が納付していた。よって、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立期間①昭和36年4月から同年6月までの期間、②昭和36年12月から37年4月までの期間、③昭和37年6月、④昭和41年5月及び同年6月並びに⑤昭和44年1月から45年1月までの期間につい

ては、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 3 月に払い出されており、この時点では、申立期間①昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間、②昭和 36 年 12 月から 37 年 4 月までの期間、③昭和 37 年 6 月、④昭和 41 年 5 月及び同年 6 月並びに⑤昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月までの期間については、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑥昭和 45 年 5 月から 47 年 2 月までの期間については、当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入中であり、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年 3 月に払い出されていることから、申立期間⑥について遡^{もきゅう}及して国民年金に任意加入することはできない。

加えて、申立期間は、六つの期間で、合計 46 か月と長期に及んでいる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 21 日から 45 年 3 月 20 日までの冬期間 (10 月から 3 月まで)

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。保険料控除の事実が確認できる在職期間の一部の源泉徴収票があるので申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった源泉徴収票において、昭和 43 年における社会保険料の控除は確認できるものの、申立期間の加入記録がある失業保険の保険料分を除いた当該控除額は、申立人の給与総額に相当する当時の厚生年金保険及び健康保険の保険料額の 10 分の 1 程度であり、これらの保険料額としての妥当性がない。なお、失業保険の保険料分を除いた控除額は、日雇労働者健康保険の保険料額にほぼ一致する。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務をしていたA社B支店では、申立期間より前の昭和 36 年以降、申立人を含め、1年のうち6か月程度の被保険者期間を有する者の記録は見当たらず、当該事業所では、こうした季節的業務に使用される者を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 39 年 11 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社において昭和 38 年 1 月 1 日付けで資格を喪失している旨の回答があった。
A社には昭和 39 年 11 月 10 日まで道路工事や団地工事などに従事しており、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人や当時の同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料は無い。

当該事業所は、社会保険庁の記録によると、昭和 37 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となったが、38 年 1 月 1 日付けで全喪しており、当時加入していたほかの 13 名の従業員も、全員同日付けで被保険者資格を喪失している。

さらに、同僚からの証言においても、当時の保険料控除等の事実をうかがわせる回答は得られない。

昭和 38 年 6 月 24 日に健康保険証が返納されていることや従業員の証言等から、当該事業所は全喪以降も事業は継続していたことの可能性は否定できないものの、申立人の保険料控除を裏付ける関連資料等は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 31 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、A社において昭和 32 年 5 月 4 日に資格を取得したとされている。同社には昭和 28 年 5 月から建築大工として勤務しており、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA社は、昭和 32 年 5 月 4 日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立人を含め同時期に入社した 12 名の従業員は、すべて同日の資格取得となっている。

また、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になる以前であり、申立期間において、申立人がA社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

加えて、申立人が申立期間において、A社に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚等の証言も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年4月12日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、社会保険への加入を確認して入社することとしており、1か月間とはいえA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、申立人に確認したところ、保険料控除についての具体的な記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間において雇用保険に加入していた記録は無く、A社は既に全喪していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和62年1月15日から平成元年6月1日まで国民年金被保険者となっており、申立期間である平成元年3月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 6 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までA社に勤務していたが、申立期間の加入記録が無いとされた。日中は大学に通い、夜間の勤務であったが、継続して勤務していたことは間違いないので申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間中の厚生年金保険料の徴収については「無し」とし、「事情は不明だが昭和 44 年 6 月 6 日資格喪失後、再度 44 年 12 月 1 日に加入の手続を行ったようです。」との回答とともに2枚の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の提出を受けた。その1枚目の資格取得年月日は昭和 42 年 8 月 1 日となっており、備考欄に 44 年 6 月 6 日の記載があること、また、2枚目の資格取得年月日は 44 年 12 月 1 日となっていることから、いったん資格を喪失し、再度、資格取得の届出が行われたことが確認できる。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 4 月 1 日に入社して 37 年 7 月 31 日まで在職したが、社会保険庁の記録では 37 年 7 月が厚生年金保険の未加入期間とされている。老齢基礎年金が満額より 1 か月分少ないとされたのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社保有の「健康保険・厚生年金保険資格取得喪失名簿」の申立人の欄には、昭和 37 年 7 月 31 日資格喪失と記載されており、社会保険庁の記録と一致している上、申立人の前後に採用された者についても会社の名簿の記載と社会保険庁の記録とに齟齬^{そご}はなかった。

また、申立人は、事業主により給与から昭和 37 年 7 月分の厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細等、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、当時の同僚等の証言も得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 2 日から 60 年 5 月 9 日まで

申立てに係る事業所は昭和 59 年 4 月に設立され、同時期に勤務を開始したが、厚生年金保険の加入が認められず、憤りを秘めつつも業務には積極的に対応した。その後、厚生年金保険の加入に至ったが、担当した業務内容及び実績から、事業所設立当初にさかのぼって厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所が勤務開始当初は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことを認識している。

また、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は、申立期間より後の昭和 60 年 5 月 10 日であり、当該事業所が保管する収支決算書においても、昭和 59 年度の社会保険料については、予算現額及び支出済額とも 0 円との記載が確認できる。

このほか、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から平成 4 年 2 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当時勤務していた会社において、平成 4 年 3 月 1 日から 8 年 8 月 25 日までの期間については、厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間については記録が無いことが判明した。当時の給与明細書を添付するので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書を見ると、給与月は記載されているが年度が記載されておらず、記載されている各社会保険料控除額及び当時の保険料率から、厚生年金保険の加入記録がある平成 4 年 3 月 1 日から 8 年 8 月 25 日までの期間の一部における給与明細書であり、申立期間のものではないことが認められる。

また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する確認通知書には、社会保険庁の記録どおり、資格取得年月日は平成 4 年 3 月 1 日、資格喪失年月日は 8 年 8 月 25 日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 14 日から 35 年 4 月 9 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間の給与明細書は無いが、大手企業であったので、厚生年金保険に加入していないはずがない。申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料の提出が無く、申立人には保険料控除に関する記憶も無い。

また、当該事業所に照会したところ、当該事業所が保存している当時の正社員を記載する社員台帳には、申立人の記録が無いことにより、申立人が臨時職員等の正社員とは異なる雇用形態であった可能性がある旨の回答があった。

なお、当該事業所には、社員台帳以外に保管されている資料は無く、事業主が申立てどおりの厚生年金保険の資格の取得及び喪失の届出を行ったこと、及び給与から保険料が控除されたことを確認することができなかった。

このほか申立内容をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 5 月まで

昭和 42 年 10 月から 44 年 5 月まで A 市の B 社に勤務していた。当時の給与明細は無いが、社会保険料として 1,520 円から 1,530 円を引かれていた記憶がある。また、当時の役員や従業員の氏名も覚えており、当時事業所で撮影した写真もあることから、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和42年10月から44年5月までB社に勤務していたことは、当該事業所の厚生年金保険被保険者であった申立てにある同僚の証言から推認できるが、給与明細等、保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

また、申立ての保険料から当時の標準報酬月額が2万8,000円となるが、この金額は、同僚の標準報酬月額の倍以上の金額であり、同僚の中で最も給与が高かったと証言した者の標準報酬月額よりも更に高い金額となること、かつ、口頭意見陳述において証言された申立期間当時の給与額から厚生年金保険料を算出すると、申立ての社会保険料とならないことなど、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、雇用保険の加入履歴について調査した結果、申立人の記録は存在しなかった。

これら収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月20日から同年2月26日まで
② 昭和43年10月7日から同年12月7日まで

船員手帳の雇入契約の記録のうち、申立期間の船員保険加入記録が無いので、申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人所持の船員手帳の雇入日及び雇止日の記載のある10か所のうち、船員保険の資格取得日及び資格喪失日と一致するのは僅かに1か所であり、雇入契約期間より船員保険の被保険者期間が1か月多い期間も存在することから、申立人所持の船員手帳記載の雇入日及び雇止日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

さらに、船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の届出を行ったこと及び申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除したことは確認できず、このほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月9日から2年4月3日まで

私のA株式会社での厚生年金保険の加入期間は、平成2年4月からの1か月間ではなく、公共職業安定所の記録にあるように雇用保険の被保険者となった元年5月9日に就職したはずである。申立期間当時の給与明細は無いが、給与から厚生年金保険料と健康保険料が控除されていたことを憶えており、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成元年5月9日から2年5月14日までの厚生年金基金及び健康保険の記録は未加入となっており、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と合致するものとなっている。

また、当時、申立人が勤務していたA株式会社に残されていた、従業員ごとの社会保険（厚生年金保険及び健康保険）及び雇用保険の加入状況を記録した帳簿の申立人の欄には、雇用保険にのみレ点が付され、社会保険は空欄となっており、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録とも一致することから、当該帳簿の記録は信憑性が高いと認められる。

さらに、申立人の妻の年金記録は、平成元年12月7日の社会保険事務所で事務処理で同年3月9日に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更が行われ、2年7月26日の処理では同年5月24日に再び第3号被保険者への種別変更が行われていることから、申立人及びその妻が、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していない状況を承知していたものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 20 日まで
社会保険庁の記録によると申立期間は厚生年金保険に加入せず、国民年金保険料を支払っていたことになっているが、A株式会社には申立期間を含む昭和 48 年 9 月 1 日から 54 年 4 月 21 日まで勤務しており、途中退職していないので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和 48 年 9 月 1 日から 53 年 4 月 21 日まで継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険被保険者記録では、51 年 9 月 30 日に離職票が発行され、53 年 4 月 21 日に雇用保険被保険者資格を再取得しており、厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市の年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 51 年 10 月に払い出されており、同年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料も納付していることから、申立期間は国民年金の被保険者であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで

昭和 50 年 9 月から A 株式会社勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、54 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入したことになっている。同僚の在職証明書もあるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社の在籍証明書により、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A 株式会社で申立人の厚生年金保険の適用について照会したところ、正社員であれば資料が保存されているはずであるが、申立人については資料も保存されていないことから、正社員ではなかったと考えられ、そのため、申立期間当時に給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思われる旨を証言している。

さらに、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日である昭和 54 年 10 月 1 日と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 28 日から 36 年 11 月 28 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 35 年 1 月に父親から独立してA社に入社し、2年ぐらい勤務していたはずである。35年11月に退職することは有り得ないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

なお、関係資料は昭和 47 年 12 月の火災で焼失してしまったため、火災証明書を添付する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 12 月に罹災して関係書類を焼失したとのことであり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、「昭和 35 年 1 月に父親から独立し、同年同月、A社に入社し、2年ぐらい勤務していた記憶があるので、35年11月に退職することは有り得ず、退職は36年11月である」としているものの、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は35年11月28日であることが確認でき、当該名簿に不自然さはみられない。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 9 月から 21 年 6 月まで

昭和 18 年 9 月から 21 年 6 月まで、A 株式会社に勤務して、19 年 8 月からは国策として海外に赴いたが、旧令共済組合にも厚生年金保険にも加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在留証明書、帰還届等により、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していた所在地では、A株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、国内のほかの所在地にある適用事業所の同社B工場及び同社C工場について、社会保険庁が作成した健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記載は無かった。

さらに、A株式会社は、既に全喪しており、また、同僚等についての記憶もないことから、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年代の5年間から6年間

昭和30年代の5年間から6年間ぐらい、A地区にあったB社に勤務し、厚生年金保険に入っていた。この期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の立地等についての具体的な証言等があったことから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の記憶も明確でない。

また、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険庁の記録では確認できず、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったと考えられる。

さらに、雇用保険被保険者資格についても、B社の雇用保険適用事業としての確認ができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 23 日から 46 年 7 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 44 年 3 月に自衛隊を退官し、同年 4 月から通うことになっていた夜間学校の学費を稼ぐために仕事を探し、自衛隊の先輩から紹介されたA社に正社員の事務職として入社した。そして、退職まで厚生年金保険被保険者となっていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらないとともに、厚生年金基金から、申立人は同基金に加入していない旨の回答を得ている。

また、健康保険組合では、当時の記録は既に廃棄されているとしており、同組合の被保険者であったかどうかの確認ができない。

さらに、雇用保険の記録においても申立人の加入を確認できない。

一方、申立人を同社に紹介した自衛隊の先輩は他界しており、また、A社には、当時の関係資料が残っておらず、1人だけ残っている当時からの在籍社員は申立人のことを覚えていないほか、申立人は、同社に在籍していた同僚の名前を思い出せないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社によれば、昭和 28 年 4 月から現在まで適用事業所であり、年金

を受給している退職者も多いが、年金記録に関する照会は全く無く、給料から控除した保険料は確実に納付したはずであるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から63年12月まで
② 平成元年1月から同年12月まで

① 昭和59年4月にA社を設立し、従業員も数名雇っていた。当時、社会保険事務所の方が保険料の徴収に来られたことを記憶している。一部上場企業と連携し事業を行っていたので社会保険に加入すらしていなかったとは考えられない。

② 昭和63年いっばいでA社を休業し、その後、都内のB社に一年ほど勤めたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、①の申立期間も含め、申立人が設立したA社が、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立人が保存している昭和62年10月31日提出の確定申告書に添付されている試算表によると、保険料として記載されている金額は、当時の厚生年金保険料を含めた社会保険料の総額の半分以下であり、申立人が昭和59年8月から加入していた国民健康保険組合の保険料額とおおむね一致していることから、当該申告書における保険料控除の事実をもって、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは認められない。

さらに、申立人は、申立期間、社会保険事務所の徴収職員が会社を訪れたと述べているが、その後、申立期間以外に事業を行っていた期間であったかもしれないと訂正していることから、申立人の主張は曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間の一部について、国民健康保険に加入していた事実が確認できる。

②の申立期間については、申立人が、派遣会社から派遣されていたと主張していることや、派遣先（B社）の事業主が作業請負として契約していたと証言していること及び派遣先における申立人の雇用保険の加入記録は存在していないことなどから、派遣先において雇用関係があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当時の仕事の連絡先やスケジュールを記録した手帳を保存しており、その内容は具体的であり信用できる。しかし、同手帳ではB社を平成2年8月13日に退職したものと記載されており、申立期間と相違している。一方、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成2年1月以降国民年金保険料を納付していることが確認できることから、仮に手帳記載の期間、B社に勤務していたとすると、同社において厚生年金保険の被保険者とはならず、厚生年金保険料を控除されていなかったことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立期間、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年6月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和19年4月から20年6月ごろまでの加入期間について、申出の所在地における事業所では厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A社はB区に所在しており戦災で焼失する20年6月ごろまで確かに勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月30日であり、申立人は申立期間について同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人には申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料の控除に関する確かな記憶も無い。

さらに、A社の被保険者名簿によると、申立人が記憶していた当時の上司は昭和22年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A社は関係資料を戦災で焼失していることから、このほかに、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
中学校を卒業した昭和 31 年 3 月に A 農業協同組合のパン工場と牛乳工場がオープンし先輩と共に採用された。
給料から厚生年金保険料が控除されていたか覚えていないが、先輩の話では、A 農業協同組合は昭和 28 年から厚生年金保険に加入していたとのことなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務した先輩は、A 農業協同組合での厚生年金保険被保険者期間について特に問題は無かったものとし既に脱退一時金を受給している。一方、A 農業協同組合の新規適用時期について、社会保険庁の事業所情報では昭和 18 年 4 月 1 日となっている事を昭和 28 年と申立人に伝えたのは友人からの伝聞であると証言している。

また、申立人の厚生年金保険番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人とその先輩は連番で昭和 31 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが記録されており、この時期に A 農業協同組合が申立人と先輩を厚生年金保険に加入させたことが推定できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除に関する記憶が無い。

このほか、申立人に係る資料は保存期間の終了等により A 農業協同組合には保管されていないことから、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月から20年3月まで
初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは昭和20年5月9日とされているが、旧制中学生だった13歳当時(昭和19年8月~20年3月)、学徒動員により、A社B工場に勤務していたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員としてA社B工場に勤務していたことを鮮明に記憶しているが、厚生年金保険料の控除については、記憶が曖昧である。

また、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年)により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人が当時働いていたとする事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は記載されておらず、その上、申立人の同僚についても、社会保険庁の記録では、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月11日から29年4月ごろまで
昭和20年から父親が経営していた鉄工所に働き始め、29年4月ごろに他県の姉のところに来るまで働いていた。当時、個人経営であったが昭和28年3月11日から厚生年金保険の適用事業所になっており、従業員は28年3月11日からの厚生年金加入記録となっているので自分も加入していたはずである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言によれば、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人の兄も申立期間において、当該事業所に勤務していたとの主張であるが、社会保険庁の記録では、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人の兄の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、当時、申立人が勤務していたとする事業所は、個人事業所であり、申立人の父親が事業主のため、使用関係が明らかでないことにより、厚生年金保険法第九条に規定する被保険者となることはできなかつたと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月ごろから 38 年 12 月末ごろまで

社会保険庁の記録では、昭和 37 年 8 月ごろから 38 年 12 月末ごろまで厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答であった。当時、A 医院（個人開業医）に勤務しており社会保険があり健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 医院は、昭和 38 年 5 月 1 日より B 県医療従事者健康保険組合に加入していたことは確認でき、申立てのとおり健康保険には加入していたことは推認できるが、申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除の記憶も曖昧である。A 医院も平成 15 年に廃院し、院長も既に亡くなっていることから、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録によると、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 10 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立期間に勤務していた同僚については、国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認でき、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 10 月 1 日において、厚生年金保険への切替えの手续が適切に行われていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年から 19 年まで

昭和 18 年の何月から 19 年の何月までかは忘れたが、A 県の辞令をもらい、B 市にあった C 事務所で、県職員と一緒に勤務していた。勤務したときに共済組合というカードをもらった。勤務していたのは間違いないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所名称、事業所の所在地、仕事の内容、同僚の氏名を鮮明に記憶していることから、C 事務所に勤務していたことは推認できる。

ただし、女子に厚生年金保険制度が適用されるようになったのは、昭和 19 年 10 月 1 日からであるが、申立人が C 事務所に勤務したとする申立期間は、昭和 19 年 8 月 14 日以前であることから、厚生年金保険適用前の期間であることは明らかであり、厚生年金保険の被保険者となり得ない。

また、申立てに係る事業所の次に勤務した D 社には昭和 19 年 8 月 15 日から勤務し、厚生年金保険制度が女子に適用されることになった同年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者になっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 3 月 5 日から 21 年 6 月 5 日まで

申立期間のうち昭和 16 年 3 月から 19 年 2 月までA市のB社に研究員として勤務していた。その後、19 年 3 月に軍事招集され軍事休職により北支（中国東北部）に派遣され、21 年 5 月に復員し、同年 6 月にB社を退職した。

同僚と一緒に写真もあるし、勤務していたことは間違いないので申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の前身である労働者年金保険への加入が開始されたのは、昭和 17 年 6 月 1 日であり、申立人の申立期間のうち昭和 16 年 3 月から 17 年 5 月までの期間は年金制度発足前の期間である。

また、昭和 17 年 6 月から 19 年 2 月までの期間については、労働者年金保険法が適用されるものの労働者年金保険の被保険者として加入できる者は、工場等に勤務する「筋肉労働者」であったため、研究員として勤務していた申立人は、労働者年金保険の被保険者として加入できなかった。

さらに、昭和 19 年 3 月 5 日から 20 年 10 月までの期間は、招集命令により北支（現在の中国東北部）に派遣され、終戦時外地事業所勤務の軍事休職となっているため、厚生年金保険法が適用されず、また厚生年金保険法が適用される区域は、現在の日本国内であり、北支等外地に勤務した期間は厚生年金保険法が適用されなかった。

このほか、昭和 21 年 5 月 20 日に復員帰国し、翌月会社退職した昭和 21 年 6 月 5 日までの期間について就労した事実、保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 22 年 3 月まで

昭和 19 年 4 月から半年間A社に勤めた後、すぐにB社に転職して人事課で仕事をしていた。21 年 3 月に同社工場長室裏で職場の同僚と撮影した写真しかないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に就職したA社に半年間勤めた後、昭和 19 年 10 月からB社に転職したと申し立てているが、社会保険事務所が保管するA社の「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」によって、同年 11 月から 20 年 1 月までA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社の「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」（申立期間を含む資格取得年月日が昭和 18 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 25 日の者約 2,000 名強が掲載）には申立人の氏名は掲載されていない。

さらに、申立人から勤務していたことの唯一の証拠として「人事掛職員一同のスナップ写真」の提出があるが、申立人は職員のフルネームまでは記憶しておらず、当時一緒に勤務していた職員を特定できたとしても 50 年以上も前のことであることから、雇用形態が不明確で、かつ、申立人がB社に勤務していた正確な期間を特定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月15日まで

A校在学中に学徒動員として、B社に勤務し、そのまま卒業を迎えた。同社からの勧めで昭和20年4月から終戦までは正社員として勤務した。当時の上司の名前も覚えており、働いていたのは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したB社は、申立人の主張のとおり、申立期間と重なる時期に学徒勤労出勤工場であったことや、申立人と一緒に勤務していたとする上司の名前が、社会保険事務所の被保険者名簿で複数名確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、同名簿に申立人の名前が見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかを記憶しておらず、保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、B社に申立期間に係る人事記録等は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 44 年 8 月 6 日から同年 8 月 31 日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 43 年 12 月 1 日資格取得、44 年 8 月 6 日資格喪失となっているが、43 年 8 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで定時制高校に通学しながら勤務しており、その間、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、親元を離れ定時制高校に通学しながら勤務しており、金銭的な余裕が無いこともあり、B社からA社へ転職する際及びA社からC社へ転職する際も、給料が欠けることがないように切れ間なく勤務していたと述べている。

しかし、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日前である昭和 43 年 11 月 24 日の社員旅行の写真を所持しており、当時の同僚の証言からも、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認されるが、給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人には厚生年金保険料を控除されていた記憶も無い。

また、A社は昭和 51 年 9 月 11 日に厚生年金保険から離脱しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当時の記憶は無いが、加入が義務付けられていたのなら加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除の有無について記憶が無い。

また、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、申立人は、事業主の氏名を記憶しているが、事業主についても同事業所における加入記録は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。

しかし、私は、A社に昭和 34 年 4 月 1 日に入社し、約 6 か月の試用期間があったが、少なくとも同年 10 月 1 日からは厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における労働者名簿により、昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 26 日までの期間は同社に勤務していた事実を確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間当時に同社から健康保険証の交付を受けたかどうか、及び厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかの記憶が明白ではない。

さらに、申立人の雇用保険の加入については、資料が確認できないため不明であり、申立期間における健康保険の加入記録については無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月から24年3月まで
② 昭和25年1月から28年10月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①、②について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答をもらった。A事業所には昭和21年から就労している。同社の発行した「就労証明書」を添付するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が提出した資料から、申立人は、申立期間中、A事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、当該事業所に照会した結果、伊勢湾台風（昭和34年9月）以前の資料はなくなっているため提供できないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていることを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

さらに、申立期間②について、当該事業所は、事業所記号番号払出簿から、昭和25年1月に厚生年金保険の未適用事業所に移行しているため、申立人は、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立期間①、②ともに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年(何月かは不明)から 35 年 5 月まで

私は、申立期間についてA事業所に勤務していたが、社会保険事務所へ期間照会をしたところ、「該当事業所は見当たりません。」との回答を受けた。

しっかりとした事業所だったことから社会保険を適用していなかったことは考えられないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に照会した結果から、申立人は申立期間の一部について当該事業所に勤務していた事実は認められる。

しかし、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細等はない。

また、当該事業所は、従業員5人未満である個人事業所（いわゆる非適用事業所）のため、厚生年金保険の加入は任意となり、厚生年金保険に加入するためには、従業員の半数以上の同意を得て任意適用事業所の申請を行い認可されることが必要であるが、当該事業所はこれを行っていない。したがって、申立期間において、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から32年12月まで
A社に入社した昭和27年に手術をした。その時に健康保険に加入していた良かったと喜んだことを記憶している。申立期間当時は健康保険に加入していたのに厚生年金保険に加入していなかったとされたのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する事業所記号番号払出簿から、A社は、昭和33年1月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であるため、申立人は、申立期間について、同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A社の事業主及び同僚は、昭和33年1月1日付で厚生年金保険の資格を取得していることが健康保険・厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

加えて、申立人が勤務したと申し立てているA社も、昭和50年5月に全喪していることから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人が主張している健康保険への加入についても、申立人の記憶以外にこれを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 28 年 5 月から 39 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。当該期間については、A社に勤務し、その時年金カードをもらった覚えがあり、被保険者期間の記録が無いのは納得いかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在職していたとするA社は、申立期間当時、申立ての住所に所在し、役員の氏名は申立てと一致するとともに、会社の業務は申立人が申し立てている仕事内容と符合することが法人登記簿により確認できる。

A社が厚生年金保険適用事業所となるべきであったか否かは必ずしも明らかではないが、同社の取締役2名は、申立期間のうち昭和36年4月以降国民年金に加入し、保険料も納付していることが年金記録上明らかである。

また、申立人についても、申立期間のうち昭和36年4月から39年9月までの期間は国民年金に加入しており保険料も納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 28 年 1 月 5 日まで
昭和 10 年 12 月から A 事業所に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が発足した 17 年 6 月から 28 年 1 月まで厚生年金保険の加入記録が無かった。

昭和 18 年ごろに兵役で外地に渡り 21 年 6 月に復員したが、この間も会社に籍を残しており関連資料でも在籍していたことは明らかであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から入手した役員名簿等によって、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたと認められるが、給与明細書など厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は全く無い。

また、申立人は、申立期間において A 事業所の役員を歴任しているため、昭和 17 年 6 月からの労働者年金保険、19 年 10 月からの厚生年金保険への加入については、厚生労働省（当時の厚生省）保険局長通達（保発第 74 号）に基づいて「被保険者となる者」の範囲が拡大された 24 年 7 月 28 日までは被保険者資格が無かったものと思われる。さらに、社会保険庁が保有する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和 28 年 1 月 5 日に資格取得、43 年 12 月 1 日に資格喪失と記録されており、申立期間における申立人の記載は無い。

加えて、A 事業所における当時の役員の厚生年金保険への加入状況をみると、同事業所は合併を行った事業所であるが、申立人が所属していなかった B 事業所出身の役員は、昭和 24 年 11 月に資格取得していることが確認できるが、申立人が所属していた事業所出身の役員は、申立人よりも加入時期が遅いことが確認できる。

なお、申立てに係るA事業所においては、昭和 23 年6月に発生した福井地震の被災や事業所移転などから、当時の人事、給与及び保険関係の書類が全く残されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月ごろから 32 年 4 月ごろまで
昭和 31 年 3 月に高校を卒業してアルバイト等を数か所で勤めた後、同年 7 月ごろから 32 年 4 月末ごろまで姉が勤務していた A 事業所に自動車運搬の助手として働いていたが、社会保険庁の年金記録では、全期間の加入記録が無かった。

A 事業所で働いていた姉は厚生年金保険の加入記録があり、私の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の証言等から、申立人が A 事業所で自動車運搬の助手として勤務していた可能性は高いが、給与明細書など厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は全く無い。一方、加入記録が残されている申立人の姉は事業所内での作業に従事しており、申立人と異なる業務であったことが認められる。

また、申立人は、昭和 31 年 7 月ごろから A 事業所で勤務したと主張しているが、申立人の姉は、「申立人は 31 年秋ごろからの勤務であった」と証言しており、勤務していた期間が不明確である。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記載は無く、申立期間における欠番も無い。

加えて、A 事業所は、既に全廃しており、当時の人事、給与関係の書類が全く残されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 27 日から 35 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の裁定請求の際、無いと思っていたA社における厚生年金保険加入期間があることを知り、昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が訂正された。

しかし、A社への入社は、昭和 34 年 3 月 27 日ごろに、中学校の先生及び公共職業安定所の職員に引率されての集団就職であったので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは、当時、同社の寮で居住していたとの申立人の申立内容を戸籍の附票から確認できること等から認められるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得の源泉徴収票などの資料は無い。

また、A社(B社に名称変更)は、平成 17 年 7 月 1 日に全廃しており、元事業主は、「担当の社会保険労務士は既に死亡し、申立人の名前や申立期間当時のことが分かる資料は無く、当時の慣習についても分からない」と述べているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人と同期に入社したほかの7人も申立人と同じ昭和 35 年 3 月 1 日に資格取得しており、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に欠番が無いことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 3 年 2 月 22 日まで
昭和 61 年 3 月から平成 3 年 2 月にかけて、妻が厚生年金保険第四種被保険者として継続して第四種被保険者保険料を納付していたが、私も同じ第四種被保険者として、二人分の同保険料を支払っていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が厚生年金保険第四種被保険者の資格を取得した昭和 61 年 3 月 1 日の時点において、申立人の厚生年金保険被保険者期間は 312 か月、申立人の妻の厚生年金保険被保険者期間は 178 か月であり、この当時、申立人は、厚生年金保険法（旧法第 15 条）の規定に基づく老齢年金を受けるために必要な被保険者期間の 20 年（240 か月）に既に達していたことから、第四種被保険者の資格を取得することができず、第四種被保険者保険料を納めることはできない。

また、申立人は、申立期間に第四種被保険者保険料を支払っていたとする事実を証明するための領収書等を有していない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 30 日から 51 年 12 月 1 日まで
② 昭和 59 年 3 月 31 日から 59 年 4 月 1 日まで

私の記憶では、A社及びB社ともに月末まで勤務していた。したがって、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、前者が昭和 51 年 12 月 1 日、後者が 59 年 4 月 1 日となっていなければならない。両事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、月末から翌月 1 日に記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る各事業主に照会したところ、申立期間①については、申立人自筆の昭和 51 年 11 月 29 日付け結婚退社の退職願及び 11 月 30 日を資格喪失日とした厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、申立期間②についても 3 月 30 日に退職したことによる 3 月 31 日を資格喪失日とした厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が確認された。また、両事業所とも、申立期間に係る厚生年金保険料は、翌月控除であり、申立期間に係る保険料は控除しなかったとしている。

このほか、申立人も保険料控除については、記憶が定かではなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月から 29 年 1 月まで
② 昭和 29 年 3 月から 30 年 10 月まで

昭和 26 年 10 月に事業所へ入社し、30 年 10 月まで勤務していたが、社会保険事務所からの記録照会結果では、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの 1 か月の加入との回答があった。入社してから退職まで休むこともなく勤務してきたものであり、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、①昭和 26 年 10 月から 29 年 1 月までの期間について、26 年 10 月に申立てに係る事業所へ入社し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと主張しているが、社会保険庁の記録では、事業所は昭和 29 年 2 月 1 日に新規適用となっており、従業員全員が厚生年金保険料を徴収されていない上、当時の事業所の役員、会計担当者及び同僚からも厚生年金保険料を控除されていたとする証言が得られず、事業主による給与からの控除が確認できる資料等も無い。

また、申立期間のうち、②昭和 29 年 3 月から 30 年 10 月までの期間について、申立人の記憶する同僚の氏名及び同僚の証言により、申立人は同社に勤務していたと推認されるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料が無い。

さらに、申立人の申立期間にかかる同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所は既に全廃しており、当時の役員及び会計担当者からの証言も得ることができず、申立てにかかる事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで
昭和 34 年 4 月から 35 年 3 月末まで、A 事業所に勤務し、常勤で朝から晩まで勤務していたことから厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同事業所の合併先である現存の事業所に照会したところ、申立人の当時の勤務状況や保険料控除状況について資料が保存されていないこと、及び当時の事情を知る者がいないことから不明としており、申立期間に同事業所に勤務していた事実も確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月から 29 年 10 月まで

A 市に住んでいた昭和 22 年 5 月から 29 年 10 月まで、駐留軍で将校のハウスポーイ、パートナーとして勤めた。B 渉外労務管理事務所を通しての雇用だと思っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も無い。

また、申立人の職種から判断される事業の業態から社会保険庁の任意適用事業を調査したが、該当事業所を確認することはできなかった。

さらに、駐留軍等労働者管理機構 C 支部より、当時の状況として、ハウスポーイ等に係る契約は個人契約であり、渉外労務管理事務所が介入することはほとんど無かった旨の回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 12 月まで
昭和 37 年 3 月に鉄道管理事務所に臨時職員として採用され、昭和 38 年 1 月に正職員となり、平成 9 年 4 月まで勤務した。
しかし、申立期間について厚生年金保険へ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の資料によると、申立ての事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A機構では、事業所の厚生年金保険適用について、昭和 38 年に制度化されるまで、統一的な取扱いはなされておらず、事業所によって臨時職員の厚生年金保険への加入の有無が異なっていたと説明しており、申立期間当時、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所であったと認めることは困難である。

さらに、申立人は、申立期間において、事業所により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年4月まで

昭和41年11月から42年4月までA販売(株)B営業所に勤務したが、42年4月末ごろに父が死亡したため帰郷した。当時、給与から健康保険及び厚生年金保険の保険料が控除されていた。資料は残っていないが、勤務していたことは事実であるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の名前が申立に係る事業所の被保険者台帳から確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できず、当該事業所に保管されている当時の従業員名簿を確認したが、申立人の記載は見当たらなかった。

さらに、当該事業所からは、昭和42年3月1日に厚生年金基金を設立しているが、その厚生年金基金の記録には申立人の加入記録は無いとの回答があった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年から44年まで

A社を退職して1か月後ぐらいに知人の紹介でB社に就職して4年ぐらい勤めたと思う。社会保険がなかったら4年も勤めていなかった。健康保険証もA社でもらっていたものと同じ種類のものであったと記憶している。当時の給与明細書など証拠となる資料は残っていないが、B社に勤務していたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立に係る事業所の被保険者台帳でも、厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

また、申立人が同僚であったと述べている2名についても当該事業所の被保険者台帳を調査したが確認できなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る当該事業所での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所は既に全廃しており、当時の同僚等の証言を得ることができず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年4月まで

昭和32年3月に高校を卒業して、親の勧めで就職した。1年ぐらい勤めていたと思うが、個人の事業所で紳士服を作っていて、7人から8人ぐらいが働いていた。給与から保険料が控除されていたと記憶している。

当時の給与明細書など証拠となる資料は残っていないが、勤務していたことは事実であるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の同僚等の証言を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年2月まで

私は、中学卒業と同時の昭和32年4月にA社に入社し、33年2月頃まで勤務した。また、当時は会社の敷地内にあった寮に20人ぐらいで入寮しており、同じグループだった10名と会社担当者との写真も残っている。

給与明細等は残っていないが、申立期間に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの聴取結果により、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の昭和30年9月20日から33年6月10日までの厚生年金保険被保険者資格取得者において、健康保険の記号番号に欠番は無く、申立人のほか同じ年齢で同期入社したとする3名についても氏名が確認できない。

さらに、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月25日から39年3月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和39年3月1日からA鉄工所において厚生年金保険に加入していた旨の回答をもらった。

A鉄工所には昭和38年7月25日から勤務しており、当時、給料から厚生年金保険の保険料を徴収されていたと記憶しているので、38年7月25日から39年3月1日までの期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA鉄工所に勤務していたことは、申立人の同僚の証言等から推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管するA鉄工所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る記録は存在しない上、申立人が申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人への事情聴取により、申立人は、昭和39年3月に健康保険証を使用する必要性が生じたため、健康保険に加入したことが推認できる。なお、当該事業所は厚生年金保険と同時加入である政府管掌健康保険の適用事業所である。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者の氏名等についても申立人の記憶が明確でないことから、申立てに関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年2月1日まで
② 昭和26年6月1日から同年12月20日まで

昭和24年8月から26年12月20日までA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していたのは26年2月1日から26年6月1日までの期間しかないことが分かった。

A社は、昭和25年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているので、その時から退職した26年12月20日までの期間は厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の中には、申立期間に係る申立人の記録は無い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたかを記憶しておらず、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、人事記録等の資料が存在せず、当時の同僚等の証言も得ることができないことから、申立人が申立期間当時に当該事業所に勤務していたことも確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 8

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 21 日から 52 年 2 月 20 日まで
昭和 50 年 12 月 21 日から 52 年 2 月 20 日まで A 社に勤めたが、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、保険料を払っていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会 の 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立期間に係る給与が振り込まれている申立人名義の預金通帳及びその当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、厚生年金保険料の控除についての明確な記憶が無い。

また、申立人が勤務していた A 社は既に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る事実を推認できる関連資料は無く、また、元事業主から聴取しても申立人について明確な記憶が無く、申立てに関する証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁が保管する A 社の厚生年金被保険者名簿の中には、申立人の記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

大分厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から同年10月まで
② 平成5年1月から同年6月まで

平成4年5月から同年10月まで、A社に勤務した。さらに平成5年1月から同年6月までB社に勤務した。

A社及びB社に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、A社の総務部長の証言及び、A社に保管されている申立人の出勤表から認められるが、A社が、申立人の厚生年金保険資格取得及び資格喪失の届出等、厚生年金保険の加入手続を行ったことが確認できる資料は無い。

また、A社における申立人の厚生年金基金の加入記録も確認できない。

B社に係る申立期間②については、元事業主が保存している当時の当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に申立人の氏名が無く、確認できない。

さらに、A社、B社のいずれについても、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細、賃金台帳等）は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社、B社共に、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 58 年 10 月から 4 か月ぐらい A 市内の B という事業所で印鑑を販売する仕事をしていました。厚生年金保険に加入していたと思うが、社会保険事務所から加入記録が無いと回答があった。

働いていた事業所は、本社のような会社が C 県にあって、その営業所のような感じだった。当時、その事業所には、自分より 10 歳ぐらい年上の女性がいて、同じ営業の仕事をしていました。

給与明細書等は所有していないが、当時、印鑑販売に従事していたことを実証する書類として、実母の印鑑購入時の鑑定証書等は持っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁の記録によれば、B という名称の厚生年金保険適用事業所は、D 県に E という事業所が 1 社あるのみであり、また、同事業所によれば、印鑑を製造、販売する事業を行っているが、C 県及び F 県には支店や営業所等は無いことから、申立てに係る事業所の存在を確認できない。なお、申立人は同事業所においても厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、一緒に働いていたと推測される女性の申立期間に相当する期間は、すべて国民年金の加入期間となっている。

加えて、申立人の雇用保険加入記録によれば、Bという事業所名での加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から45年10月16日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人は申立期間において当該事業所において雇用保険に加入していた記録が無く、A社は昭和46年8月1日に全喪しており人事記録等が無いことから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の医療保険・厚生年金被保険者原票により、厚生年金保険の資格を取得した者について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間すべてについて国民年金に加入しており、同期間について保険料が追納済み(沖縄特例期間を含む)であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から47年5月15日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人は申立期間において当該事業所で雇用保険に加入していた記録が無く、人事記録等も存在しないことから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和47年5月15日となっていることから、申立人が申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。